西予市 第6期高齢者福祉計画· 介護保険事業計画

(計画期間:平成 27年度~29年度)

平成 27 年3月 西 予 市

目 次

第 1	章	計画	軍策	定に	あた	って	•••••	••••	•••••	• • • •	• • • • • •	••••	• • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	. 1
1.	本市	の高	齢者	保健福	祉計	画・:	介護保	保険	事業	計画	画の歩	み	•••••	•••••	. 1
2 .	高齢	者福	祉計	画・介	護保	険事	業計画	画の	基本	的爭	事項	• • • • • •		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	. 2
														• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	
														• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	
第 2	章	本市	方の	高齢	者の	状 況	•••••	••••	•••••	••••	••••••	••••	•••••	•••••	7
1.	人口	の推	移		• • • • • • • •	•••••					• • • • • • • • •	••••	•••••		. 7
2 .	高齢	者人	ロの	予測								••••			. 8
3.	高齢	化の	状 況							••••		• • • • • •			. 9
4.	認知	症高	齢者									• • • • • •			10
5 .	認定	者			• • • • • • • • •							• • • • • •		•••••	11
6.	介護	保険	サー	ビスの	利用					••••		• • • • • •			13
第 3	章	第 6	5期	計画	に向	けて	の調	題	•••••	••••	• • • • • •	••••	• • • • • • •	1	۱4
1.	高齢	者福	祉事	業		•••••				••••		••••			14
2 .	介護	保険	事 業		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •			• • • • • •				• • • • • •			17
3.	第 6	期計i	画の	重点課	課題		•••••	• • • • • •		••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • •			20
第 4	章	計画	画の	基本	的事	項	•••••	••••	•••••	• • • •	•••••	••••	•••••	2	27
1.	将来	像・	基本	目標・	施策	体系						• • • • • •		••••	27
2 .	日常	生活	圏域									• • • • • •		•••••	28
														•••••	
第 5	章	推進	進す	る施	策	•••••	•••••	••••	••••	••••	• • • • • •	••••	• • • • • • •	3	32
基本															
	2. 5	生きが(いづく	りと社	:会参加	1の促進	隹								38
	(1)	社会	参加の)促進 .											38
	(2)	多様	な活重	かり支援											39

基本目標2 いつまでも安心して暮らせるまち	41
1. 地域包括ケアシステムの構築	41
(1)包括的支援事業の充実	42
(2)新しい介護予防・日常生活支援総合事業の展開	44
(3)在宅医療・介護連携の推進	46
(4)認知症高齢者施策の推進	47
(5)生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進	51
2.高齢者が暮らしやすい生活環境の整備	54
(1)生活環境の整備	54
(2)安心・安全な地域づくりの推進	56
(3)高齢者の虐待防止	58
(4)自立を支えるサービスの提供	59
基本目標3 介護保険サービスが充実しているまち	61
1. 持続可能な介護保険の運営	61
(1)介護保険サービス提供の充実	61
(2)サービスの質的向上・安全性の確保と情報提供の充実	63
2. 家族介護者への支援	66
第6章 介護保険事業の見込み	67
1. 被保険者数の見込み	67
2. 要介護(要支援)認定者の見込み	68
3. 施設・居住系サービス利用者の見込み	69
4. 介護サービス基盤の整備方針	71
(1)サービスの体系	71
(2)サービス利用量の一覧	72
(3)総給付費	74
(4)地域支援事業費の見込み	75
(5)介護保険事業費の見込みと財源	78
5. 介護保険料の算定	79
6. 本市の第1号被保険者が負担する保険料の設定	80
資料編	81
西予市介護保険事業計画等策定委員会設置要網	8.1
	, U I
西予市第6期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会委員名簿	
西予市第6期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会委員名簿 策 定 委 員 会 開 催 状 況	82

第1章 計画策定にあたって

1. 本市の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の歩み

明浜町、宇和町、野村町、城川町、三瓶町の合併により誕生した本市は、平成 26 年 4 月 1 日で合併後 10 年を迎えました。

合併以前の計画については、各旧町での介護保険制度の創設による第1期介護保険事業計画並びに高齢者保健福祉計画(平成12~16年度)の策定に続き、平成14年には第2期計画(平成15~19年度)として見直しました。その後、平成16年4月1日の合併により新市の第2期計画(平成16~19年度)を策定し、これ以降、両計画の下に介護保険事業並びに高齢者保健福祉施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

平成 12年 13年 14年 15年 16年 17年 18年 19年 20年 21年 22 年 23 年 24年 25年 26年 27年 28 年 29年 第1期(旧5町で策定) 第2期(旧5町で策定) 見直し 第2期(新市で策定) 見直し 第3期 見直し 第4期 見直し 第5期 見直し 第6期 見直し

図表 1 本市の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の歩み

注:第1・第2期介護保険事業計画の計画期間は5年間で、3年ごとにローリングを行うこととされていました。第3期計画以降は3年ごとの策定となっています。

2. 高齢者福祉計画・介護保険事業計画の基本的事項

(1)法的な位置づけ

高齢者福祉計画は、「老人福祉法」に基づく市町村老人福祉計画として、また、介護保険事業計画は「介護保険法」に基づく市町村介護保険事業計画として策定する計画です。

第2期計画までは、「介護保険法」「老人福祉法」「老人保健法」に基づき介護保険事業計画と高齢者保健福祉計画を一体的に策定することが求められていましたが、医療制度改革による改正法の施行により、「高齢者の医療の確保に関する法律」(平成 20 年施行)に改称され、保健事業は健康増進法へ移行しました(75 歳以上の老人医療は後期高齢者医療制度へ移行)。

本市では、西予市健康増進計画に基づき市民の健康づくりを推進してきたことから、介護予防事業をはじめとする保健関連施策を高齢者福祉計画として、介護保険事業計画と一体的に策定することとしています。

老人福祉法 第 20 条の 8

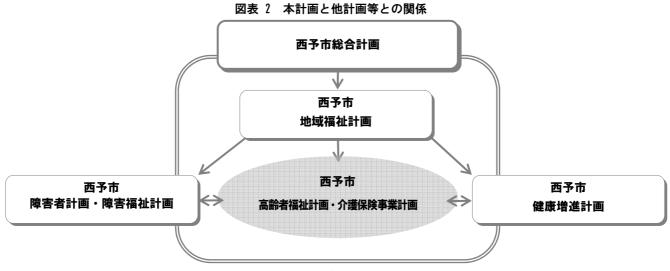
市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業(以下「老人福祉事業」という。)の供給体制の確保に関する計画(以下「市町村老人福祉計画」という。)を定めるものとする。

介護保険法 第 117 条第 1 項

市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護 保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画(以下「市町村介護 保険事業計画」という。)を定めるものとする。

(2)関連する計画

本計画は、西予市総合計画、地域福祉計画をはじめ、関連する計画との整合に配慮しています。また、県、国の関連計画 (「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」を含む)等との整合性を図って策定しています。



(3)計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成29年度の3年間とします。

(4) 策定体制

本計画の策定にあたり、被保険者、学識経験者、医療、保健、福祉等の従事者、介護サービス事業者等で構成される「西予市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会」を 設置し、意見及び提言を受け、計画に反映しています。

(5)意向把握

平成26年に日常生活圏域ニーズ調査(以下、「ニーズ調査」という。)を以下の通り実施しました。

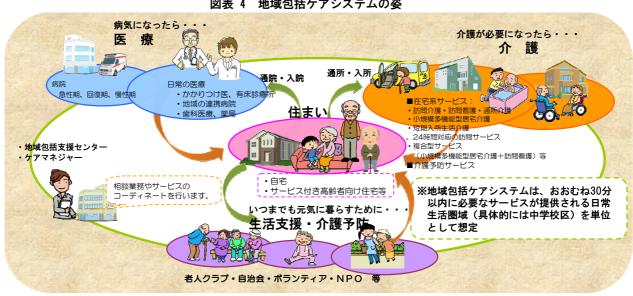
図表 3 日常生活圏域ニーズ調査の概要

	内 容	備考			
対象者	65 歳以上の市民	要支援・要介護認定者を含む			
配布数	1,000(認定者 200、非認定者 800) ※非認定者とは要介護·要支援認定者	平成 23 年に実施した前回調査を踏襲し、要支援者・要介護者(要介護2以下)と非認定者の割合を1:4に設定し、かつ各圏域の高齢者人口比により配布数を設定			
	以外をいう	明浜・宇和圏域(認定者 107、非認定者 363)			
		野村・城川圏域(認定者 57、非認定者 283)			
		三瓶圏域(認定者 36、非認定者 154)			
回収率	回収率:74.1% 有効回収率:72.9%				
方 法	郵送による配布・回収				
調査時期	平成 26 年5月 12 日~6月 19 日				
調査項目	国の調査項目(家族・生活状況、運動・閉じこもり、転倒、口腔・栄養、物忘れ、日常生活、社会参加、健康)				
	本市独自の調査項目(介護予防、認知症)				

3. 第6期介護保険事業計画で求められること

平成18年度からの第3期計画では、介護予防重視型システムへの転換や身近な地域での サービスを提供する地域密着型サービスの創設などを内容とする介護保険制度改正が行わ れました。平成24年度からの第5期計画では、平成26年度までの目標を達成する仕上げ の計画として位置づけられたほか、日常生活圏域において医療、介護、予防、住まい、生 活支援サービスが切れ目なく、有機的かつ一体的に提供される「地域包括ケアシステム」 実現のための取組みがスタートしました。

今回策定する第6期計画は、団塊の世代が75歳に到達する2025年に向けた「地域包括 ケア計画」として、第5期計画で開始した地域包括ケアシステム実現のための方向性を継 承しつつ、各取組みを発展させていくことが求められています。



図表 4 地域包括ケアシステムの姿

図表 5 第6期介護保険事業計画の位置づけ <2025 年までの見通し> 第5期計画 第6期計画 平成 24~26 年度 第7期計画 第8期計画 第9期計画 $(2012 \sim 2014)$ 平成 27~29 年度 平成 30~32 年度 平成 33~35 年度 平成 36~38 年度 $(2015 \sim 2017)$ $(2018 \sim 2020)$ $(2021 \sim 2023)$ $(2024 \sim 2026)$ 2025年 2015年 団塊の世代が 75歳に 団塊の世代が65歳に

4. 第6期介護保険事業計画のポイント

2025年に向けた「地域包括ケア計画」として位置づけられる第6期計画は、在宅医療・介護連携をはじめとする以下の5項目の取組みを本格化していくことが求められています。

25~26 年度 27~29 年度 30 年度~ ■25 年 地域医療再生基金を活用 した事業実施※1 医療・ ■27年4月 改正法施行 ■すべての市町村 ■26年 介護保険法改正 介護 ■取り組み可能な市町村か で実施 連携 (在宅医療・介護連携拠点の機能 ら順次実施 を地域支援事業※2へ位置づけ) ■25 年 認知症初期集中支援チー ■27年4月 改正法施行 ■すべての市町村 認知 ムのモデル事業の実施等 ■取り組み可能な市町村か で実施(小規模 症 市町村では共同 ■26 年 介護保険法改正(地域支援 ら順次実施(小規模市町村 施策 実施等も可能) 事業へ位置づけ) では共同実施等も可能) ■26年 地域ケア会議の推進 ■27年4月 改正法施行 地域 ■地域ケア会議の ケア ■26年 介護保険法改正(法定化、 ■法定化による地域ケア会 充実 会議 守秘義務等) 議の確実な実施 ■27年4月 改正法施行 ■29 年 4 月までにすべての ■26年 生活支援の基盤整備 保険者で「新しい介護予 ■生活支援コーディネーターの研修 生活 防 · 日常生活支援総合事 ■生活支援サービ 実施 支援 業」を実施 スの充実 ■26年 介護保険法改正(地域支援 ■生活支援コーディネータ 事業へ位置づけ) ーの配置や協議会の設置 を順次推進 ■地域においてリハビリテ ■効果的・効率的な介護予防の取組 ■ 効果的 · 効率的 介護 ーション専門職等を生か み事例を全国展開する観点から市 な介護予防の取 予防 した自立支援に資する取 町村を支援 組みの充実

図表 6 国が描くスケジュール

※1 県では地域医療再生計画(案)として、「在宅医療の推進」について「在宅医療を担う機関の連携体制」(郡市医師会が主体となり、在宅医療に取り組もうとする多職種の関係者を対象とした意見・情報交換会や先進事例に関する研究会等の開催、「在宅医療の充実強化事業」「在宅医療を担う看護力強化事業」を推進。

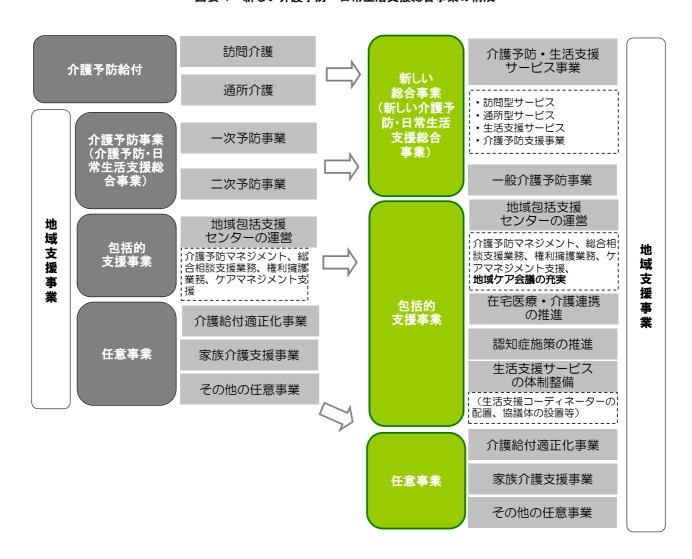
組みの充実

※2 在宅医療・介護の連携推進が介護保険法の中で制度化されたことにより、介護保険法の地域 支援事業に位置づけ、市町村が主体となり郡市医師会等と連携しつつ取り組む。

第1章 計画策定にあたって

また、今回の介護保険制度改正では、従来の予防給付のうち、訪問介護と通所介護が地域支援事業に移行し、新たに「新しい介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)」として位置づけられました。

この新しい総合事業は、要支援認定者と基本チェックリスト該当者が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」とすべての高齢者が利用できる「一般介護予防事業」で構成されています。



図表 7 新しい介護予防・日常生活支援総合事業の構成

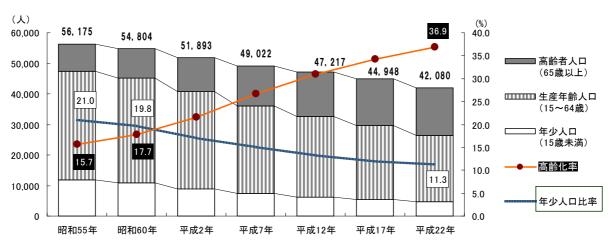
本市は、平成29年4月から新しい総合事業へ移行することを予定し、平成27、28年度 は準備期間と位置づけていますが、提供体制が整い次第、速やかに移行します。

第2章 本市の高齢者の状況

1. 人口の推移

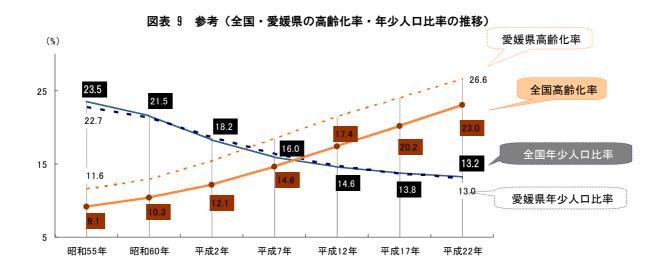
昭和 55 年、60 年、平成 2 年で 5 万人台であった総人口は平成 7 年以降 4 万人台で推移 し、平成 22 年では約 4.2 万人となっています。

内訳をみると、昭和55年では15歳未満の年少人口の割合が21.0%、65歳以上の高齢者人口の割合(高齢化率)が15.7%でしたが、全国、県よりも早く平成2年に高齢化率が21.5%と年少人口の割合(年少人口比率)の17.2%が逆転しました。平成22年では高齢化率が36.9%と年少人口比率(11.3%)の3倍を超える水準となっています。



図表 8 総人口・年齢3区分人口の推移

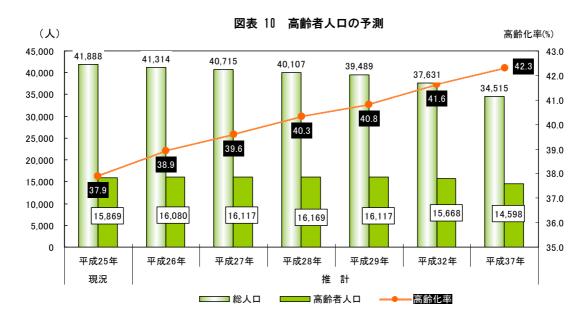
資料:各年国勢調査



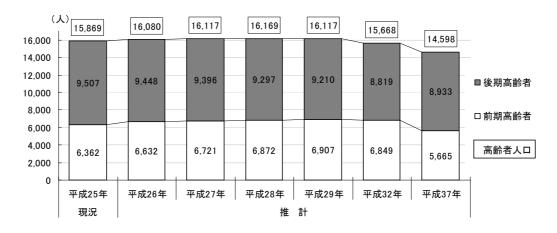
資料:各年国勢調査

2. 高齢者人口の予測

本市の高齢者人口は本計画期間中の平成28年でピークを迎え、その後は減少するものと 見込んでいます(図表10)。団塊の世代が75歳に到達する平成37(2025)年では、高齢 者人口が約1.5万人、高齢者人口の割合は42.3%と予測され、前期高齢者が5千人台、後 期高齢者が9千人弱と見込まれます(図表10、図表11)。



資料:平成20~25年の住民基本台帳人口(10月1日)に基づく予測値(外国人含む)



図表 11 前期高齢者・後期高齢者人口の推移と予測

資料:平成20~25年の住民基本台帳人口(10月1日)に基づく予測値(外国人含む)



わが国の高齢者人口は平成54(2042)年に3,878万人でピークを迎え、その後は減少に転じると推計されています。総人口が減少する中で高齢者が増加することにより高齢化率は上昇を続け、平成47(2035)年に33.4%、54(2042)年以降は高齢者人口が減少に転じても高齢化率は上昇を続け、72(2060)年には39.9%と推計されています。なお、75歳以上人口は平成29(2017)年には65~74歳人口を上回り、その後も増加傾向が続くものと見込まれています(平成26年度版高齢社会白書)。

国連の報告書では、高齢化率が7%になると「高齢化社会」、14%になると「高齢社会」、21%になると「超高齢社会」と定義されています。

3. 高齢化の状況

愛媛県

26.6

平成 26 年の本市の高齢化率は 38.51%と県内市の平均(28.07%)を大きく超え、県内町の平均(34.24%)をも超えています。後期高齢者の総人口に対する比率についても22.89%と県内市・町いずれの平均も超える水準にあります(図表 12)。

高齢化率の県 65歳以上 前期 後期 後期高齢 総人口 高齢化率 高齢者 人口 高齢者 者比率 内市町順位 松山市 515,992 124,715 64.102 60.613 24.17% 11.75% 20 今治市 25.892 26.102 31.20% 12 166,656 51.994 15.66% 宇和島市 82,324 27,897 12,759 15,138 33.89% 18.39% 10 八幡浜市 37.096 13.007 5.887 7.120 35.06% 19.19% 9 新居浜市 123,696 35,904 17,649 18,255 29.03% 14.76% 14 17,267 28.39% 西条市 113,289 32,166 14,899 15.24% 15 大洲市 46,672 14,600 6,206 8,394 31.28% 17.99% 11 伊予市 13 38,687 11,378 5,302 6,076 29.41% 15.71% 四国中央市 91.222 25.626 12,230 13.396 28.09% 14.69% 16 西予市 9.498 41.499 15.981 6.483 38.51% 22.89% 6 東温市 34,076 4,319 4,801 26.76% 14.09% 9,120 19 市計 1,291,209 362,388 175,728 186,660 28.07% 14.46% (町計) 47,158 26,516 34.24% 137,737 20,642 19.25%

図表 12 県内市における高齢化の状況(平成26年)

資料:愛媛県「高齢者人口等統計表(愛媛県長寿介護課)」平成26年4月1日住民基本台帳

42.7

高齢者に関する指標を全国と比べると、高齢化率(65歳以上人口の割合)、後期高齢化率(75歳以上人口の割合)、高齢親族のいる世帯、高齢単身者世帯、高齢夫婦世帯の割合はいずれも上回る水準にあり、後期高齢化率は全国のおよそ2倍、高齢単身者及び高齢夫婦世帯の割合はおよそ1.8倍となっています(図表 13)。

高齢化率 後期高齢化率 高齢単身者 高齢夫婦 高齢親族のいる 世帯(%) 世帯(%) 世帯(%) 西予市 36.9 21.8 57.9 16.6 18.6 全国 23.0 37.3 11.1 9.2 10.1

14.1

図表 13 高齢者に関する指標の全国・県との比較

資料:平成22年国勢調査

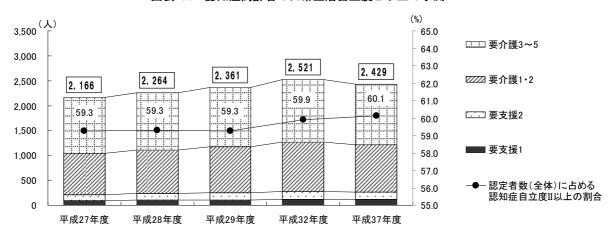
10.9

9.0

4. 認知症高齢者

平成 24 年度の要介護認定における 1 次判定結果を用いた認知症高齢者の日常生活自立度 II 1以上の割合で推計すると、平成 27~29 年度は 2,100 人から 2,300 人で推移し、平成 32 年度、37 年度では約 2,500 人と予測されます。

なお、平成 26 年度のニーズ調査 (図表 3 参照) では、要介護認定を受けていない一般 高齢者 (601 人) において、認知症の行動・心理症状がみられる割合 (認知機能の障害程 度 3 レベル以上) は 1.7%であったことから、上記の予測を上回ることが想定されます。



図表 14 認知症高齢者の日常生活自立度 Ⅱ以上の予測

資料:介護保険事業計画用ワークシート

<参考>要介護(支援)認定者に占める認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の割合(平成 24 年度)

		要支援1	要支援2	要介護1・2	要介護3~5
	忍知症日常生活自立度	II以上	II以上	II以上	II以上
	第1号被保険者				
	65~69歳	40.0	0.0	41.7	80.0
	70~74歳	25.0	20.0	40.0	66.7
	75~79歳	0.0	37.5	45.8	75.0
男	80~84歳	10.0	15.8	60.6	83.3
	85~89歳	28.6	16.7	56.4	72.1
	90歳以上	66.7	40.0	78.9	93.1
	第2号被保険者	33.3	0.0	16.7	66.7
	総数				
	第1号被保険者				
	65~69歳	50.0	0.0	60.0	80.0
	70~74歳	0.0	10.0	60.0	80.0
	75~79歳	11.8	17.6	56.1	61.1
女	80~84歳	15.4	23.7	67.3	84.8
	85~89歳	13.9	17.1	70.7	83.1
	0045101	23.5	44.1	80.4	84.5
	90歳以上	23.5			
	第2号被保険者	0.0	0.0	20.0	50.0

資料:介護保険事業計画用ワークシート

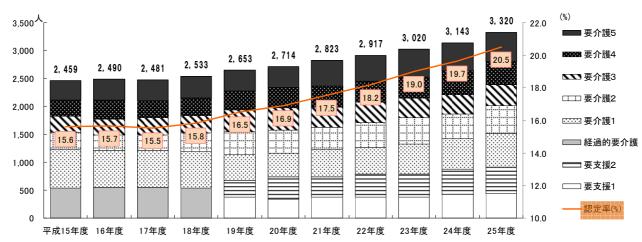
「日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少みられても、誰かが注意していれば自立できる」状態をいいます。

¹ 認知症高齢者の日常生活自立度 Ⅱ:

5. 認定者

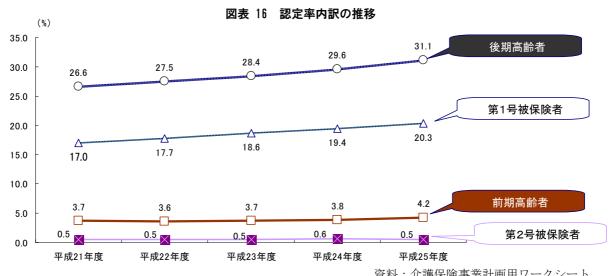
平成 25 年度の認定者総数は平成 15 年度(2,459人)のおよそ 1.35 倍の 3,320 人となっ ており、認定率(65歳以上人口に対する認定者の比率)では平成15年度の15.6%から平 成 25 年度では 20.5%に増加しています (図表 15)。認定率の内訳では、第1号被保険者 は 10%台後半から 20%台、前期高齢者は3~4%台、後期高齢者は 20~30%台、第2号 被保険者は 0.5%前後で推移しており (図表 16)、第2号被保険者認定率以外は全国をや や下回っています (図表 17)。

構成比でみると軽度(要支援1・2、要介護1)が1,514人の45.6%、中度(要介護2・ 3)が876人の26.4%、重度(要介護4・5)が930人の28.0%を占めており、軽度層の 高い状態が続いていますが、全国と比べると重度層の割合が高く、中度・軽度の割合が低 い水準で推移しています(図表 18、図表 19)。



図表 15 要介護・要支援認定者数の推移

資料:各年介護保険事業報告(年報)



資料:介護保険事業計画用ワークシート

第2章 本市の高齢者の状況

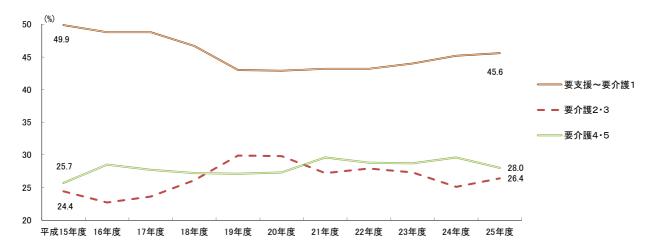
図表 17 認定率の内訳の全国との比較

(単位:%)

			平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
第	1号被保険者	西予市	17.0	17.7	18.6	19.4	20.3
7.	1 5 拟体陕省	全 国	18.9	19.5	20.1	20.5	20.9
	前期高齢者	西予市	3.7	3.6	3.7	3.8	4.2
	削捌高即伯 	全 国	4.3	4.3	4.4	4.4	4.4
	後期高齢者	西予市	26.6	27.5	28.4	29.6	31.1
	1次别问即日	全 国	29.5	29.9	30.4	31.0	32.0
绺	2号被保険者	西予市	0.5	0.5	0.5	0.6	0.5
牙	~ 5 TX 体陕日	全 国	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4

資料:介護保険事業計画用ワークシート

図表 18 認定者の構成比の推移



資料:各年介護保険事業報告(年報)

図表 19 認定者の構成比の全国との比較

(単位:%)

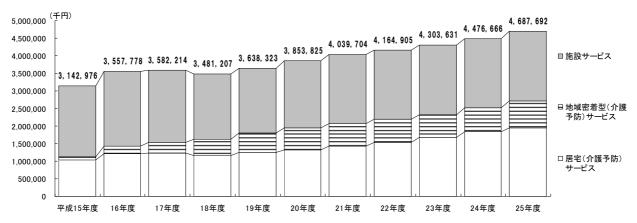
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
要支援~要介護1	西予市	43.2	43.2	44.0	45.2	45.6
安义拨个安川設「	全 国	43.3	43.9	44.3	45.0	46.3
要介護2・3	西予市	27.2	27.9	27.3	25.1	26.4
安月 暖 2 * 3	全 国	32.6	31.6	31.5	31.3	30.7
一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	西予市	29.6	28.8	28.7	29.6	28.0
要介護4・5	全 国	24.1	24.4	24.2	23.7	23.0

資料:介護保険事業計画用ワークシート

6. 介護保険サービスの利用

平成25年度の予防給付費・介護給付費の合計は約47億円となっており、平成15年度の約31億円の約1.5倍に増加しました(図表20)。

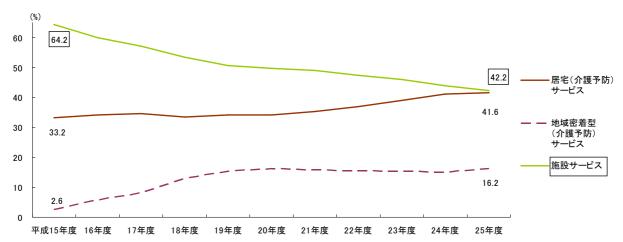
構成比をみると、施設サービスは 64.2%から 42.2%へ減少し、居宅(介護予防) サービスが 33.2%から 41.6%へと増加しました。また地域密着型(介護予防) サービスも 2.6%から 16.1%へと増加しており、在宅サービスの利用が進んでいることを示しています(図表 21)。



図表 20 予防・介護給付費(年間)の推移

資料:各年介護保険事業報告(年報)

注:給付費は、利用者個人負担(1割)を含まない介護保険給付の年間総額



図表 21 予防・介護給付費(年間)に占める各サービスの構成比の推移

資料:各年介護保険事業報告(年報)

第3章 第6期計画に向けての課題

1. 高齢者福祉事業

第5期では3つの基本目標、9つの施策の下に事業を整理していました。点数化により 進捗調査を行った結果、平均達成度は79.5%となりました。平均を下回る施策は「介護予 防の推進」「持続可能な介護保険の運営」「自立を支えるサービスの提供」「安心・安全対策 の推進」で、とりわけ基本目標3「ぬくもりを分かち合うまち」で低い結果です。

図表 22 第5期高齢者福祉計画の取組み状況

	基本目標	施策	24~26 年 度の進捗 の達成度
	自分らしさ	1 健康づくりの推進	80.0%
1	が大切にさ	2 介護予防の推進	75. 8%
	れるまち	3 生きがいづくりと社会参加の促進	83. 3%
	介護が必要	1 持続可能な介護保険の運営	78. 8%
2	となっても 安心できる	2 認知症高齢者の早期発見・早期対応の仕組みづくり	94. 4%
	まち	3 家族介護者への支援	83. 3%
	ぬくもりを	1 地域で支え合うシステムづくり	83. 3%
3	分かち合う	2 自立を支えるサービスの提供	71. 4%
まち		3 安心・安全対策の推進	70. 8%
		平均	79. 5%

<参考:点数化の基準と算出方法>

評価の基準	点数化
計画通りに進捗しており、概ね順調である(8割以上の成果をあげることができた)	3
現在、着手はしているが順調とは言えない、課題が残る(成果をあげることはできた)	2
計画から大幅に遅れている (あまり (ほとんど) 成果はあがっていない)	1
実施していない	0

達成度(%) = (得点(上表 0~3点)/(最大値(3点)×事業数))×100

基本目標1「自分らしさが大切にされるまち」の取組み状況

「健康づくりの推進」「介護予防事業」は達成度が80%台でしたが、「総合的な介護予防システムの確立(包括的支援事業)」「各種団体活動の支援」は60%台、「社会参加の促進」は70%台にとどまりました。進捗状況が低い主な要因は以下の通りです。

- ◇「総合的な介護予防システムの確立(包括的支援事業)」について、相談内容が複雑化し、1回の対応では解決しないケースが増えていること、個人情報保護への配慮など対象者の把握が難しく十分に対応できていない状況です。また権利擁護が普及していないこと、地域包括支援センターでの多職種の連携や質の向上の取組みが不十分なことや、要支援1・2の認定者が年々増加し、予防プランとケアマネジメントに追われ(平成25年度で年間約7,400件)、包括的支援事業に十分に取り組めていない状況です。
- ◇「各種団体活動の支援」「社会参加の促進」については、地域によっては活動に温度差がある ことなどが課題として挙がりました。

	24~26 年度の 進捗の達成度	事業数
健康づくりの推進	80.0%	5
介護予防事業	81.0%	7
総合的な介護予防システムの確立(包括的支援事業)	66.7%	4
学習活動や文化・スポーツ活動の支援	100.0%	4
各種団体活動の支援	66.7%	2
社会参加の促進	75.0%	4

基本目標2「介護が必要となっても安心できるまち」の取組み状況

「認知症高齢者の早期発見・早期対応の仕組みづくり」「家族介護者への支援」は80~90%台ですが、「介護保険サービス提供の充実」「サービスの質的向上・安全性の確保と情報提供の充実」が平均以下にとどまりました。進捗状況が低い主な要因は以下の通りです。

- ◇「介護保険サービス提供の充実」では、地域ケア会議が成熟していないこと、地域密着型サービスの認知症対応型共同生活介護(グループホーム)や認知症対応型通所介護の利用者の意向把握に取り組めていないことが挙げられます。
- ◇わずかに平均値を下回った「サービスの質的向上・安全性の確保と情報提供の充実」については、介護保険制度に関する情報提供、連絡会の内容充実、在宅サービス利用者の状況把握などが課題となりました。

	24~26 年度の 進捗の達成度	事業数
介護保険サービス提供の充実	77.8%	3
サービスの質的向上・安全性の確保と情報提供の充実	79.2%	8
認知症高齢者の早期発見・早期対応の仕組みづくり	94.4%	6
家族介護者への支援	83.3%	4

第3章 第6期計画に向けての課題

基本目標3「ぬくもりを分かち合うまち」の取組み状況

「自立を支えるサービスの提供」「高齢者の虐待防止」「安心・安全な地域づくりの推進」が平均を下回りました。進捗状況が低い主な要因は以下の通りです。

- ◇「自立を支えるサービスの提供」については、介護保険制度の改正に伴い、自立を支援する事業の在り方や住まいに関することが課題となっています。また生活交通システム『おでかけせいよ』の利用者が減少していること、「高齢者の虐待防止」は虐待防止の周知不足などです。
- ◇「安心・安全な地域づくりの推進」については、一人暮らし高齢者住宅への防火訪問が未実施であること、市内の高齢者の交通事故の割合が高いことなどです。

	24~26 年度の 進捗の達成度	事業数
地域で支え合うシステムづくり	83.3%	8
自立を支えるサービスの提供	71.4%	7
高齢者の虐待防止	66.7%	1
安心・安全な地域づくりの推進	71.4%	7

2. 介護保険事業

◇計画対象者

第1号被保険者、第2号被保険者数は、概ね計画通りとなっています。

図表 23 第5期介護保険事業における対象者の計画と実績

(単位:人)

		平成 24 年度 実績値(A)	平成 24 年度 計画値(B)	A/B	平成 25 年度 実績値(A)	平成 25 年度 計画値(B)	A/B
	5 歳以上人口 第1号被保険者)	15,634	15,636	1.00	15,869	15,816	1.00
	前期高齢者	6,187	6,175	1.00	6,362	6,338	1.00
	後期高齢者	9,447	9,461	1.00	9,507	9,478	1.00
	0~64 歳人口 第2号被保険者)	13,647	13,565	1.01	13,186	13,069	1.01
i	高齢化率	36.9%	37.3%	0.99	37.9%	38.4%	0.99

注:各年度10月1日

◇要介護(要支援)認定者

認定者合計では、平成 24、25 年度いずれも計画値を上回る実績で、平成 24 年度は 100 人近く、平成 25 年度は 200 人以上、計画値を超えました。内訳では要介護 1、要支援 2、 要支援 1 の軽度層がとりわけ計画値を大きく上回りました。

図表 24 第5期介護保険事業における要介護(要支援)認定者の計画と実績

(単位:人)

	平成 24 年度 実績値(A)	平成 24 年度 計画値(B)	A/B	平成 25 年度 実績値(A)	平成 25 年度 計画値(B)	A/B
要支援1	419	392	1.07	440	397	1.11
要支援2	450	422	1.07	467	429	1.09
要介護1	553	499	1.11	607	509	1.19
要介護2	442	478	0.92	496	487	1.02
要介護3	348	374	0.93	380	382	0.99
要介護4	422	390	1.08	409	401	1.02
要介護5	509	491	1.04	521	502	1.04
計	3,143	3,046	1.03	3,320	3,107	1.07

注:各年度10月末

第3章 第6期計画に向けての課題

◇給付費

地域密着型 (介護予防) サービス、施設サービスは計画値内でしたが、居宅 (介護予防) サービスは計画値を上回る実績となっています。

図表 25 第5期介護保険事業における給付費の計画と実績

(単位:千円)

	平成 24 年度 実績値(A)	平成 24 年度 計画値(B)	A/B	平成 25 年度 実績値(A)	平成 25 年度 計画値(B)	A/B
居宅(介護予防)サービス	1,837,099	1,802,620	1.02	1,948,797	1,916,076	1.02
地域密着型(介護予防) サービス	681,003	749,926	0.91	761,534	812,964	0.94
施設サービス	1,958,565	2,008,797	0.97	1,977,361	1,985,850	1.00
その他の給付費	352,995	352,159	1.00	362,481	363,144	1.00
計	4,829,662	4,913,502	0.98	5,050,173	5,078,034	0.99

資料:各年介護保険事業報告(年報)注:合計と内訳は、四捨五入の関係で一致しない場合がある

介護予防給付費で計画値を上回った主なサービスは、通所介護、訪問看護、福祉用具貸与です。予防給付全体では平成24年度、25年度いずれも計画値をわずかに下回りました。 介護給付費も、通所介護、訪問看護、福祉用具貸与が2か年ともに計画値を上回りました。施設サービスでは平成24年度の老人保健施設が計画値を上回る実績となっています。 介護給付費全体では平成24年度、25年度いずれも概ね計画値通りとなっています。

図表 26 第5期介護保険事業における予防給付費の計画と実績

(単位:千円)

	平成 24 年度 実績値(A)	平成24年度 計画値(B)	A/B	平成 25 年度 実績値(A)	平成 25 年度 計画値(B)	A/B
介護予防訪問介護	55,213	58,513	0.94	52,987	59,574	0.89
介護予防訪問入浴介護	0	0	0.00	0	0	0.00
介護予防訪問看護	10,494	8,204	1.28	13,670	8,331	1.64
介護予防訪問リハビリテーション	4,323	5,031	0.86	5,560	5,125	1.08
介護予防居宅療養管理指導	693	707	0.98	716	707	1.01
介護予防通所介護	109,697	104,280	1.05	112,635	105,981	1.06
介護予防通所リハビリテーション	21,900	24,411	0.90	21,352	25,534	0.84
介護予防短期入所生活介護	2,590	3,664	0.71	2,952	4,118	0.72
介護予防短期入所療養介護	118	535	0.22	199	545	0.37
介護予防特定施設入居者生活介護	19,227	19,258	1.00	21,528	23,578	0.91
介護予防福祉用具貸与	10,575	9,147	1.16	12,291	9,328	1.32
特定介護予防福祉用具販売	2,081	2,479	0.84	2,329	2,581	0.90
住宅改修	10,560	10,199	1.04	8,204	10,881	0.75
介護予防認知症対応型共同生活介護	213	7,983	0.03	225	7,983	0.03
介護予防認知症対応型通所介護	213	0	0.00	225	0	0.00
介護予防支援	29,722	29,650	1.00	31,319	29,958	1.05
予防給付費 計	277,619	284,061	0.98	286,192	294,224	0.97

資料:各年介護保険事業報告(年報)注:合計と内訳は、四捨五入の関係で一致しない場合がある

第3章 第6期計画に向けての課題

図表 27 第5期介護保険事業における介護給付費の計画と実績

(単位:千円)

	平成 24 年度 実績値(A)	平成 24 年度 計画値(B)	A/B	平成 25 年度 実績値(A)	平成 25 年度 計画値(B)	A/B
訪問介護	157,215	169,641	0.93	157,438	176,620	0.89
訪問入浴介護	21,242	22,779	0.93	18,523	22,831	0.81
訪問看護	48,722	40,909	1.19	57,812	44,033	1.31
訪問リハビリテーション	8,583	10,342	0.83	9,036	11,110	0.81
居宅療養管理指導	7,361	5,326	1.38	9,467	5,326	1.78
通所介護	559,376	518,428	1.08	615,980	538,143	1.14
通所リハビリテーション	124,425	127,510	0.98	124,108	133,966	0.93
短期入所生活介護	201,408	198,773	1.01	211,824	212,057	1.00
短期入所療養介護	35,731	35,408	1.01	36,426	36,843	0.99
特定施設入居者生活介護	118,239	122,572	0.96	131,569	169,155	0.78
福祉用具貸与	91,279	84,820	1.08	97,712	88,774	1.10
特定福祉用具販売	3,875	4,122	0.94	4,085	4,702	0.87
住宅改修	10,674	13,655	0.78	10,707	13,658	0.78
認知症対応型通所介護	50,917	41,193	1.24	53,244	42,673	1.25
認知症対応型共同生活介護	688,690	700,750	0.98	688,690	762,308	0.90
居宅介護支援	171,772	172,254	1.00	178,366	172,617	1.03
介護老人福祉施設	1,053,421	1,080,375	0.98	1,071,809	1,082,097	0.99
介護老人保健施設	855,920	809,816	1.06	869,249	903,753	0.96
介護療養型医療施設	49,224	118,606	0.42	36,303	0	0.00
介護給付費 計	4,258,074	4,277,279	1.00	4,382,348	4,420,666	0.99

資料:各年介護保険事業報告(年報)注:合計と内訳は、四捨五入の関係で一致しない場合がある

3. 第6期計画の重点課題

重点課題1 地域包括ケアシステムの構築

①平成27年度の介護保険制度の改正により、在宅医療・介護の連携、認知症施策、新しい介護予防・日常生活支援総合事業等を総合的に推進し、2025年までに地域で高齢者を支える仕組みとして地域包括ケアシステムの構築を目指すこととなりました。取り組む課題の解決に向けて「地域ケア会議」が法定化され、これを中心とした連携強化が一層求められます。

[課題への対応] ※関連する事業番号は第5章 推進する施策における事業番号です。

重点課題1①の方針	地域包括ケアシステムの要となる「地域ケア会議」を充実・強化します。		
関連する事業番号	24、31、45		
	指標	地域ケア会議の機能分化	
数値目標等	現 状 (平成 26 年度)	既存会議の把握及び整理	
	目 標 (平成 29 年度)	地域ケア会議の組織化	

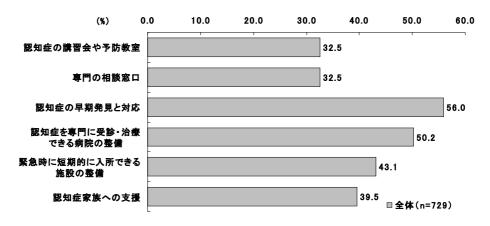
②新しい介護予防・日常生活支援総合事業では、高齢者の在宅生活を支えるための配食や家事援助、サロンなどの生活支援サービスを提供することになります。そのためNPO、民間企業、協同組合、社会福祉法人、ボランティア等の生活支援サービスを担う事業と連携しながら、多様な支援体制を構築していく必要があります。

[課題への対応]

手上細筋1のの十分	介護予防や生活支援を推進するため、元気な高齢者も含めた多様な人				
重点課題1②の方針	材・組織を結集し、本	オ・組織を結集し、本市の実情を踏まえた協議体を設置します。			
関連する事業番号	45	45			
指標 協議体の活		協議体の活動状況			
数値目標等	現 状 (平成 26 年度)	未設置			
	目 標 (平成 29 年度)	取組みを推進する協議体を定期的に開催			

③「認知症施策推進5か年計画(オレンジプラン)」(平成24年9月 厚生労働省)に基づき、 平成25~26年度は各市町村において「認知症ケアパス」の作成を推進し、平成27年度以 降市町村の介護保険事業計画に反映することとなりました。認知症ケアパスとは、認知症 の人や家族等が地域で安心して暮らすことができるよう、認知症の生活機能障害の進行に あわせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けることができるか、具体 的な機関名やケア内容等をあらかじめ認知症の人とその家族等に提示するものです。本市 においても認知症高齢者の増加が予測されており、本計画期間中は2,100人から2,300人 以上と見込まれます(図表 14)。ニーズ調査では、認知症高齢者が地域で安心して暮らすため「認知症の早期発見と対応」(56.0%)、「認知症を専門に受診・治療できる病院の整備」(50.2%)などの市民の要望が挙がりました。

図表 28 認知症になっても住み慣れた自宅や地域で安心して暮らしていくために必要なこと (5つまで)



資料:ニーズ調査

[課題への対応]

重点課題1③の方針 ア	認知症となっても本人も家族も地域で安心して暮らすことができるよう、認知症ケアパスの利用を促進します。		
関連する事業番号	35、42		
	指標	認知症ケアパスの認知度	
数値目標等	現状値 (平成 26 年度)	未作成	
	目標値 (平成 29 年度)	日常生活ニーズ調査での認知度 20%	

重点課題1③の方針 イ	認知症高齢者やその家族等の支援を推進します。		
関連する事業番号	35、 36、 38、 42		
	指標	認知症カフェ(仮称)の展開	
数値目標等	現 状 (平成 26 年度)	未実施	
	目 標 (平成 29 年度)	旧町単位での開催	

重点課題1③の方針 ウ	地域全体での徘徊対策を推進します。			
関連する事業番号	38, 42, 43			
	指標 徘徊 SOS ネットワーク模擬訓練の開催			
数値目標等	現 状 (平成 26 年度)	1 地区で開催		
	目 標 (平成 29 年度)	6 地区で開催		

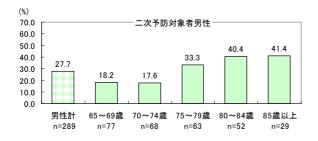
重点課題2 介護予防の強化

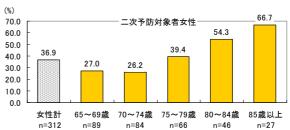
①世界一の長寿国である日本では、長生きすることは珍しいことではなくなりましたが、平均寿命と健康寿命(健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間)には差があり、平成22年では、男性9.13年、女性12.68年となっています。平均寿命と健康寿命との差が拡大すれば、医療費や介護給付費を消費する期間が増大することになり、平均寿命と健康寿命の差を短縮するため、日本全体での疾病予防と健康増進、介護予防などを目指しています。

なお、平成 22 年の健康寿命は、全国平均で男性 70.42 年、女性 73.62 年ですが、愛媛県男性は 69.63 年(全国 42 位)、愛媛県女性は 73.89 年(全国 19 位)と、男性は全国平均を下回る水準となっています。

一方、本市のニーズ調査から、要介護認定を受けていない高齢者(非認定者)で介護予防が必要とされる割合は男性で 27.7%、女性で 36.9%(全体では 32.4%)でした。すべての年齢層で女性の方が多く(図表 29)、平成 23 年度に実施した前回調査と比べると、女性の 75~79 歳は運動器の機能向上、口腔機能の向上、虚弱で大きく減少、男性の 75~79 歳は運動器の機能向上で減少したものの、口腔機能の向上と虚弱で増加しました(図表 30)。

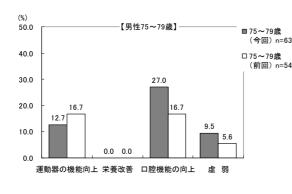
図表 29 二次予防判定のリスク該当者(非認定者性別・年齢別)

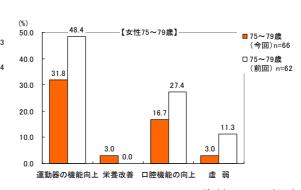




資料:ニーズ調査

図表 30 75~79歳男女の前回調査との比較(非認定者)

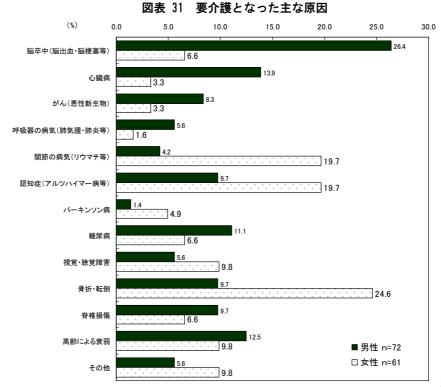




資料:ニーズ調査

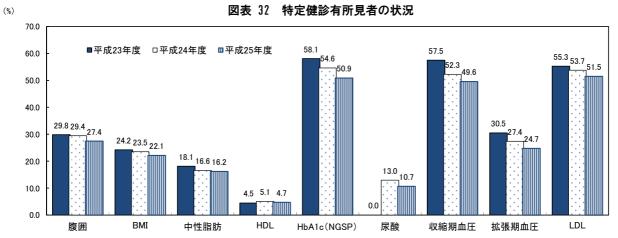
このたびの介護保険制度の改正により、介護予防の必要な人の把握は、基本チェックリストの郵送を中心とした方法ではなく、身近な地域で把握することになり、住民運営の通いの場を中心として継続的な介護予防を進めていくことになります。

②ニーズ調査から、要介護となった原因は、男性では「脳卒中(脳出血・脳梗塞等)」と「心臓病」がたいへん多く、女性は「骨折・転倒」「関節の病気(リウマチ等)」「認知症(アルツハイマー病等)」が顕著となっています。



資料:ニーズ調査

本市の国民健康保険加入者を対象とした特定健康診査(特定健診)結果をみると、脳卒中 や心筋梗塞、慢性腎不全、認知症の原因となる高血圧や血糖値(HbA1c)高値、脂質異常が 約半数を占めており、県平均と比較しても高血圧や血糖値は高い状況にあります(図表 32)。 特定健診受診率等の向上を図り、壮年期から、要介護の原因となる脳卒中、糖尿病を防ぐ 必要があります。



資料:特定健診法定報告結果 注:腹囲は男性85cm以上、女性90cm以上が該当

第3章 第6期計画に向けての課題

[課題への対応]

重点課題2①の方針	介護予防の推進のため、関係する社会資源の整理・充実を図ります。		
関連する事業番号	01~08、17、18、47		
	指標	社会資源の整理・検討状況	
数値目標等	現 状 (平成 26 年度)	事業ごとに担当部署が異なり連携不足	
	目 標 (平成 29 年度)	地域性に応じて内容の充実を図る	

重点課題2②の方針	壮年期から、栄養・運動・休養を基軸とした健康づくりを推進します。		
関連する事業番号	08~11, 18		
	指標	特定健診受診率	
数値目標等	現 状 (平成 25 年度)	36. 1%	
	目 標 (平成 29 年度)	60.0%	

重点課題3 持続可能な介護保険制度の運営

①平成25年度の要介護認定者総数は、平成15年度(2,459人)のおよそ1.35倍の3,320人にのぼりますが、認定率については全国に比べると高くありません。特に、認定者の割合が高い後期高齢者における認定率は全国を下回る水準です(図表17)。

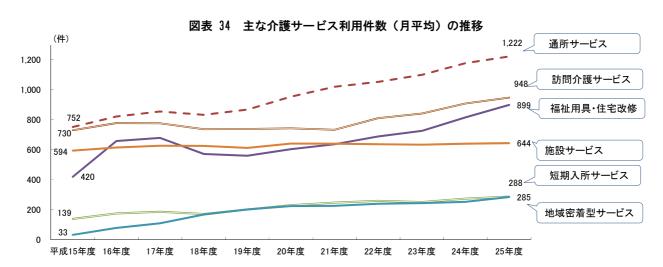
一方、国民生活基礎調査(平成22年)によると、介護サービスの利用は全体としては単独世帯(一人暮らし)の利用割合が高く、家族と同居している場合はサービスの利用割合は低いとされ、訪問サービスは単独世帯の利用が高く、通所系、短期入所は家族と同居している世帯で利用が高い傾向であることが示されています。

本市のニーズ調査においても同様の傾向がみられますが(図表 33)、高齢化率の高い本市では老々介護のケースが多く、特に配偶者と二人暮らしでは介護者の負担が重くなっています。家族の介護負担を軽減するためにも、適切な居宅サービスの利用を促進することが大切です。

図表 33 家族類型別介護サービスの利用 10.0 12.0 14.0 16.0 18.0 20.0 111.3 一人暮らし n=124 配偶者と二人暮らし n=266 配偶者以外と二人暮らし 12.2 n=41 ■訪問介護 同居(三人以上) ■ 通所介護(デイサービス) n=217 ☑ 短期入所(ショートステイ)

資料:ニーズ調査

②平成 15 年度で 2,600 件強であった介護サービス利用件数は、平成 25 年度では 4,000 件を超え、特に通所サービスや訪問介護など居宅サービスが増加しました (図表 34)。サービス利用者の増加に伴い、給付費も増加しており、平成 25 年度では約 47 億円にのぼります (図表 20)。全国同様、本市の介護保険料も期を追うごとに増加の一途です (図表 35)。



資料: 国保連給付実績集計による

第1期 第2期 第3期 第4期 第5期 基準額 平成 16、17 年度 (月額) 平成 12~14 年度 平成 15 年度 平成18~20年度 平成21~23年度 平成24~26年度 (合併後) 明浜町 3,118 円 3.136 円 宇和町 3,000円 3,200 円 西予市 3,100 円 3,800 円 4,100 円 4,700 円 野村町 2,600 円 3,200 円 城川町 2.317 円 2.775 円 三瓶町 2,800 円 3,050 円 県平均 2,962 円 3,546 円 4,526 円 4,626 円 5,379 円 全国平均 2,911 円 3,293 円 4.090 円 4,160 円 4,972 円

図表 35 介護保険料(月額)の推移

第1期から居宅サービスの充実や、特別養護老人ホーム、老人保健施設の各機能に応じた適切な施設整備を進め、増加する認知症高齢者に対応したグループホームの整備にも取り組んできました。しかし本市においても全国的な傾向である、要支援や要介護1の軽度層のサービス利用が進んでおり、高齢者の自立を促すための介護保険制度の意義が薄れることも懸念されます。またこの状況が継続すると、介護保険料も一層上昇することが予測されます。

要介護となっても住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らすための介護保険制度について、改めて市民とともに考える時期に来ていると言えます。

第3章 第6期計画に向けての課題

[課題への対応]

重点課題3の方針 ア	施設入所待機者を把握し、適正な施設整備に取り組みます。							
関連する事業番号	45、68	45、68						
	指標	施設待機調査						
数値目標等	現 状 (平成 26 年度)	年1回実施						
	目標 (平成 29 年度)	毎月実施						

重点課題3の方針 イ	適切に給付を管理し、介護保険財政を健全に運営します。						
関連する事業番号	70、79						
数値目標等	指標	見える化による給付管理					
	現 状 (平成 26 年度)	随時					
	目 標 (平成 29 年度)	毎月点検					

重点課題3の方針 ウ	良質なサービスについて事業者とともに調査研究していきます。							
関連する事業番号	72~75							
数値目標等	指標	地域密着型サービス事業者連絡会の開催						
	現 状 (平成 26 年度)	実施なし						
	目 標 (平成 29 年度)	年1回実施						

重点課題3の方針 エ	市民とともに介護保険制度を考える契機として、また介護予防・生活支							
	援に取り組むため、介護予防ポイント制度を検討していきます。							
関連する事業番号	04、45、46	04、45、46						
	指標	介護予防ポイント制度の導入検討						
数値目標等	現 状 (平成 26 年度)	実施なし						
	目 標 (平成 29 年度)	モデル地区を選定し、試験的実施						

注:見える化とは、各自治体(保険者)が地域の特性にあった地域包括ケアシステム構築に向けて、介護・医療情報を共有(=「見える化」)することによって、地域の特徴や課題を把握する方法です。国が平成25年度から試験的に推進しており、本市も同年から活用しています。

第4章 計画の基本的事項

1. 将来像・基本目標・施策体系

今回の介護保険制度改正により、第6期計画は、2025年に向けた「地域包括ケア計画」 と位置づけられており、これまでの取組みを大きく発展させていくことが求められていま す。よって、第5期で設定した将来像、これを実現するための基本目標を見直し、新たに 設定しました。

将来像

家族のきずなと地域のぬくもりを大切にするまち「西予」

基本目標

高齢者が元気なまち

いつまでも安心して 暮らせるまち 介護保険サービスが 充実しているまち

高齢期になっても元気で 生き生きとした生活を送る ことができるよう、健康寿命 を延ばし、積極的に社会参加 ができるまちを目指します。

住み慣れた地域で可能な限り暮らしを続けられる地域の実現のため、『お互いさま』の精神で、地域の人々が共に助け合い、連携する社会を目指します。

多種多様な介護保険サービスが安定的に提供される まちを目指します。

1. 介護予防の推進

- (1)新しい介護予防の推進
- (2) 壮年期からの介護予防

2. 生きがいづくりと社会参加の 促進

- (1) 社会参加の促進
- (2) 多様な活動の支援

1. 地域包括ケアシステムの構築

- (1)包括的支援事業の充実
- (2)新しい介護予防・日常生活支援総合事業の展開
- (3)在宅医療・介護連携の推進
- (4)認知症高齢者施策の推進
- (5)生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

2. 高齢者が暮らしやすい 生活環境の整備

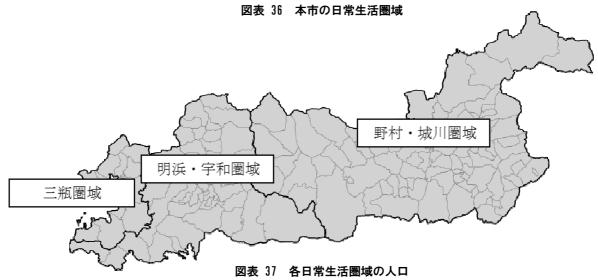
- (1)生活環境の整備
- (2)安心・安全な地域づくりの推進
- (3) 高齢者の虐待防止
- (4) 自立を支えるサービスの提供

持続可能な介護保険制度の 運営

- (1)介護保険サービス提供の充実
- (2)サービスの質的向上・安全性の確保と情報提供の充実
- 2. 家族介護者への支援

2. 日常生活圏域

本市では、高齢者が要介護となっても住み慣れた地域で生活を続けることができるよう、必要なサービスが継続的かつ包括的に提供できるエリアとして、地理的条件、人口、交通、その他の社会的条件、施設の整備の状況などを総合的に勘案し、「明浜・宇和圏域」「野村・城川圏域」「三瓶圏域」の3つの圏域を設定してきました。本計画においてもこれを継承することとします。



		明浜・宇和圏域			野	三瓶圏域		
		計	明浜地区	宇和地区	計	野村地区	城川地区	三瓶地区
総人口		21,146 人	3,645 人	17,501 人	12,693 人	8,987 人	3,706 人	7,448 人
Ē	高齢者数	7,513 人	1,761 人	5,752 人	5,428 人	3,677 人	1,751 人	3,149 人
	前期高齢者	3,239 人	698 人	2,541 人	2,032 人	1,425 人	607 人	1,347 人
	後期高齢者	4,274 人	1,063 人	3,211 人	3,396 人	2,252 人	1,144 人	1,802 人
高齢化率		35.53%	48.31%	32.87%	42.76%	40.91%	47.25%	42.28%

注:平成26年9月末現在

図表 38 各日常生活圏域の施設の定員

		明浜	宇和	野村	城川	三瓶
介護老人福祉施設	(360 人)	85	75	100	50	50
介護老人保健施設	(270 人)	0	110	80	0	80
介護療養型医療施設	(0人)	0	0	0	0	0
特定施設入居者生活介護	(110 人)	30	80	0	0	0
グループホーム	(261 人)	18	108	81	18	36
計	(1,001 人)	133	373	261	68	166

注:平成27年3月末現在

第4章 計画の基本的事項

今後、身近な地域における新たな事業を展開するにあたり、その単位として地域づくり 組織を想定しており、市や市社会福祉協議会が支援しながら、地域が主体的に生活課題を 把握し、地域自らが解決して生活の質を高める支え合い(共助・互助)を推進していきま す。

図表 39 各地域づくり組織の状況

	四次 33 谷地域 ノてり和戦の仏法									
Text		小学校名		地域づくり組織名	公民館名	65~ 74 歳 (人)	75 歳 以上 (人)	総 人口 (人)	世帯数	高齢 化率
1	俵津小学校			俵津スマイル-いいまちづくり隊-	俵津公民館	214	321	1, 225	527	43. 7%
2	狩江小学校		明浜町	かりとりもさくの会	狩江公民館	170	306	973	457	48. 9%
3	高山小学校		明供叫	高山・宮野浦地域づくり協議会	高山公民館	214	323	1,046	511	51.3%
4	田之浜小学校	明		大崎振興会	田之浜公民館	100	113	401	171	53. 1%
5	多田小学校	浜		多田地域づくり協議会	多田公民館	277	368	1, 568	739	41.1%
6	中川小学校	宇和		中川地区団体連絡協議会	中川公民館	226	330	2,001	852	27.8%
7	石城小学校	圏		石城地域づくり委員会	石城公民館	328	450	1,884	843	41.3%
8	宇和町小学校	域	宇和町	宇和地域づくり協議会	宇和公民館	1, 152	1, 376	8, 701	3, 871	29. 1%
9	田之筋小学校			田之筋地域づくり協議会	田之筋公民館	275	318	1, 537	657	38.6%
10	皆田小学校			下宇和地域づくり協議会	下宇和公民館	164	203	1, 211	501	30. 3%
11	明間小学校			明間地域づくり会	明間公民館	120	165	595	281	47. 9%
12	野村小学校			野村地域自治振興協議会	野村公民館	749	1,007	4, 753	2, 145	36. 9%
13	大和田小学校			大和田地区むらおこし会	貝吹公民館	180	335	1, 167	450	44. 1%
14	渓筋小学校			渓筋自治振興協議会	渓筋公民館	163	263	999	404	42.6%
15	中筋小学校	エマ	野村町	中筋地区自治振興会	中筋公民館	140	269	943	382	43.4%
16	河成小学校	野村		横林自治振興会	横林公民館	87	153	498	222	48. 2%
17	惣川小学校	· 城 川		惣川自治振興会	物川八日韓	93	217	452	258	68.6%
18	大野ヶ原小学校	圏		大野ヶ原むらおこし会	物川公民館	12	9	95	30	22. 1%
19	遊子川小学校	域		遊子川もりあげ隊	遊子川公民館	63	126	357	159	52.9%
20	土居小学校		城川町	ふるさと創生会	土居公民館	152	363	940	501	54.8%
21	高川小学校		<i>7</i> X/11™]	高川地域づくり会	高川公民館	126	156	584	257	48. 3%
22	魚成小学校			魚成地域振興会	魚成公民館	267	499	1,825	761	42.0%
	三瓶小学校		三瓶町	みかめやってみん会	三瓶東公民館					
		三瓶		にきぶ地域づくり会	二新北八尺約		1,801	7, 447		
23				周木ビリ島むらおこし会	三瓶北公民館	1, 347			3, 556	42.3%
		圏域		蔵小校区ふるさと振興会	二新南八尺岭					
				下泊地域づくり振興会						

注: 平成 26 年 10 月 1 日現在

3. 計画の推進

(1)保健・医療・福祉の連携強化

本計画の目標の達成に向けて着実な実践を目指すとともに、高齢者、その家族等のニーズに適切に対応していくため、保健・医療・福祉分野や生涯学習、まちづくり等も含めた、総合的な推進体制の整備に向けた取組みを進めます。

また、県、国との連携を深めるとともに、各種団体との連携を図ります。

(2)地域関係団体との協働

地域福祉の推進役として位置づけられる西予市社会福祉協議会をはじめ、自治会、民生 委員、老人クラブ、各種ボランティア団体、企業などを支援するとともに、協働する関係 を築きます。

(3)計画の進行管理

計画の進捗状況を点検・評価し、その都度適切な措置を講じ、計画の実行を確実なものとします。

また、「西予市地域包括ケア推進会議」(図表 40 ⑤政策形成機能)) に毎年度、本計画 の進捗状況を報告し、第三者としての点検・評価を行い、計画の推進や見直しに反映させ ていきます。また、結果はホームページ等により広く市民に周知します。

第4章 計画の基本的事項

図表 40 「西予市地域ケア会議」(仮称)の組織図

会議名	協議内容	① //23 CUL = #1 8 #	2	3	4	5
五 戰七	加强的	個別課題 解決機能	ネットワーク 構築機能	地域課題 発見機能	地域づくり・資 源開発機能	政策形成 機能
個別事例検討	利用者支援	以前からある会議				
病院地域連携会議	入院と在宅をつなぐ 利用者支援	以前からある会議				
介護事業者連絡会	情報交換	以前からある会議 (名称変更)				
ケアマネ連絡会	ケアマネスキルアップ	平成 26 年度から開始				
主任ケアマネ連絡会	ケアマネスキルアップ	平成	平成 26 年度から開始			
連携せいよ!	事例検討を通じた 地域課題の発見			前からある会		
保健·医療·介護 連絡会	地域課題の抽出・ 共有、合意形成			前からある会 I的・構成員の変更		
認知症対策研究会	認知症についての 施策・事業の検討		平成 26 年度から開始			開始
西予市地域包括 支援センター 運営協議会	地域包括支援セン ターの運営支援 指針決定			以前からある会調		
西予市地域包括 ケア推進会議	政策形成				平成 27 年度から実施 (予定)	

第5章 推進する施策

基本目標1 高齢者が元気なまち

1. 介護予防の推進

平成 18 年度の介護保険制度の改正により、総合的な介護予防システムとして、元気な高齢者には、一次予防事業として、介護予防に関する情報提供や運動教室等の開催、教室終了後の自主的な活動への支援を行い、また、生活機能評価等により生活機能の低下がみられる高齢者には、二次予防事業として運動機能や口腔機能向上に向けた教室を行ってきました。

このたびの介護保険制度改正により、介護予防事業は新しい介護予防・日常生活支援総合事業となり、活動的な高齢者と高リスク高齢者を区分することなく、住民自身が運営する活動を地域で展開し、人と人とのつながりを通じた継続的な通いの場の拡大を目指すことになります。

現行の介護予防事業 一般介護予防事業 一次予防事業 介護予防把握事業 地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこも ·介護予防普及事業 り等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつ - 次予防事業と 新 ·地域介護予防活動支援事業 二次予防事業を なげる。 •一次予防事業評価事業 区別せずに、地域 Ĺ١ の実情に応じた 介護予防普及啓発事業 介 二次予防事業 効果的・効率的な 介護予防活動の普及・啓発を行う。 護予防 介護予防の取組を 推進する観点から 二次予防事業対象者の把握事業 地域介護予防活動支援事業 見直す 通所型介護予防事業 地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う。 日 ·訪問型介護予防事業 -常生 -般介護予防事業評価事業 •二次予防事業評価事業 介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証を行い、 活 一般介護予防事業の事業評価を行う。 支援総 (新) 地域リハビリテーション活動支援事業 合 介護予防を機能 地域における介護予防の取組を機能強化するために、 強化する観点から 事業 訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通い の場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する。 新事業を追加 介護予防・生活支援サービス事業

図表 41 新しい介護予防事業

- ○機能回復訓練などの高齢者本人へのアプローチだけではなく、地域づくりなどの高齢者本人を取り 巻く環境へのアプローチも含めた、バランスのとれたアプローチができるように介護予防事業を見 直す。
- ○年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進する。
- ○リハ職等を活かした自立支援に資する取組みを推進し、介護予防を機能強化する。

(1)新しい介護予防の推進

現状

■「運動器の機能向上」のリスク該当者は全体で 20.5%ですが、女性は 26.3% と男性 (14.2%) の 2 倍弱にのぼります (図表 42)。

(%) 30.0 ■ 総数計 26.3 (n=601)25.0 図 男性 20.5 計(n=289) 19.7 18.6 20.0 ፱ 女性計 10.0 5.9 5.4 5.7 5.0 0.5 0.0 1.0 0.0 運動器の機能向上 栄養改善 口腔機能の向上

図表 42 二次予防判定の今回調査の結果と前回調査との比較(非認定者)

資料:ニーズ調査

■高齢者のうち要介護(要支援)状態となるおそれの高い二次予防事業対象者に、介護予防を目的とした運動器の機能向上、口腔機能の向上等につながる事業を実施しており、理学療法士や柔道整復師、健康運動指導士が従事して地区公民館と地域資源を活用した事業に取り組んでいます。平成26年度は、新たに運動器の機能向上を目的とした事業を充実し、「西予市すこやか健康教室」を開始しました。

平成 24 年度平成 25 年度いきいきシニア筋カアップ教室232 人196 人西予からだシャキッと教室146 人147 人からだシャキッと野村教室303 人293 人元気はつらつ健口教室41 人24 人

図表 43 二次予防事業の実績(延べ参加者数)

■一般の高齢者に対する介護予防事業として以下の事業を行ってきました。高齢者健康相談・高齢者健康教育の参加延人数は、右肩上がりに増加しており、平成25年度は3,000人を超えています。平成29年4月から新しい総合事業として、すべての高齢者が利用できる「一般介護予防事業」となります。

図表 44 介護予防普及啓発事業の実績

		平成 24 年度	平成 25 年度
介護予防普及啓発事業			
宣松老 伊惠坦敦	実施回数	318	288
高齢者健康相談	参加延人数	3,449	3,276
高齢者健康教育	実施回数	195	290
同断行性成效目	参加延人数	2,612	3,719
高齢者水中運動教室	実施回数	95	84
同即有小中连到教主	参加延人数	1,348	1,013
高齢者運動指導教室	実施回数	22	16
向即有理划拍导教主 	参加延人数	224	199
高齢者筋力向上トレーニング教室	実施回数	60	48
高駅名別カロエトレーニング教室	参加延人数	406	314
高齢者介護予防教室	実施回数	16	24
同即有升度了切裂主	参加延人数	259	339
地域住民グループ支援事業			
高齢者食生活改善事業	実施回数	142	146
同即日及土冶以普争未	参加延人数	2,108	2,025
地域住民グループ支援事業	実施回数	89	82
地域は以びルーノ又版事未 	参加延人数	1,422	1,387

■本市では、民生委員、区長、保健推進員や食生活改善推進員等の協力を得て、地域のいきいきサロン活動で健康教育を行っています。運動、栄養、口腔等の介護予防や健康について学ぶ機会となっており、何よりも閉じこもり予防につながっています。

図表 45 いきいきサロンの開催状況

	サロン開催地区数	地域づくり組織
明浜地区	9	4
宇和地区	36	7
野村地区	64	7
城川地区	10	4
三瓶地区	14	5

注: 平成 27 年 3 月末現在

方針と取組み

▽市及び地域包括支援センターが中心となり、介護予防事業、包括的支援事業の地域支援事業により、効果的な介護予防を推進します。

▽一般予防事業として、介護予防の普及啓発、活動団体の育成・支援を行います。

No.	項目	内容
		65歳以上の介護保険被保険者で、要介護・要支援の認定を
		受けていない人を対象に、介護予防のための基本チェックリ
		ストを郵送等により配布し、回収した結果により二次予防事
		業の対象者を決定します。そのほか要介護認定における非該
01	予防事業対象者の把握 事業【充実】	当者や訪問活動等による実態把握などから二次予防事業の
	节未【儿夫】	対象者を把握します。
		上記の二次予防事業対象者の把握事業は平成28年度で廃
		止し、平成29年度から要支援者等の把握、介護予防活動へつ
		なぎます。
		二次予防事業の対象者に「運動器の機能向上プログラム」
02	通所型介護予防事業	や「口腔機能向上プログラム」等を実施し、自立した生活の
02	【充実】	確立と自己実現の支援を行います。また、参加しやすい場所
		での開催などにより参加を促進します。
02	人类又叶並几改杂古类	健康教育、健康相談等の取組みを通じて介護予防に関する
03	│介護予防普及啓発事業 │	活動の普及・啓発を行います。
		新たな事業として、ボランティア活動の実績をポイント化
04	地域介護予防活動支援	し対価を支払う「介護支援ポイント事業(仮称)」の導入を
04	事業【新規】	検討していきます。本計画期間においては、モデル地区での
		試験的実施を目指し、検証を行います。
		地域ケア会議、住民運営の通いの場等へリハビリテーショ
05	地域リハビリテーション	ン専門職等が定期的に出席し、指導、助言等を行う取組みが
	活動支援事業	重要視されています。地域における介護予防の取組みの強化
		を目指し、平成29年度からの実施に向けて検討します。
		日頃、家に閉じこもりがちな65歳以上の一人暮らし高齢者
06	生きがいデイサービス	等を対象に、食事サービス、生活指導、レクリエーションな
	事業	ど介護予防デイサービスを行い、閉じこもり予防と自立支
		援、社会的孤立感の解消等を図ります。
07		概ね65歳以上の高齢者で、一般交通機関を利用することが
07	外出支援サービス事業 	困難な人に対し、デイサービスへの送迎を行います。
	<u> </u>	<u> </u>

(2)壮年期からの介護予防

現状

■一方、高齢者のBMIをみると、「高度肥満」(BMI 30以上)が前回の1.0%から今回調査では2.5%に増加し、「肥満」(BMI 25~30未満)も15.8%から16.5%に増加しています。

回答者 やせ 標準 高度肥満 無回答 (BMI18.5 未満) (BMI25~30 未満) (BMT30 以上) 今回調査 16.5% 11.6% 601 64.6% 2.5% 4.8% 前回調査 584 5.5% 15.8% 1.0% 13.4% 64.4%

図表 46 BMIの前回調査との比較

資料:ニーズ調査(前回調査は平成23年4月25日~6月6日に実施、有効回収率69.9%)

- ■40~74歳の本市国民健康保険加入者の生活習慣病予防を目的に策定した「西予市国民健康保険特定健康診査等第2期実施計画²」に基づき、特定健康診査受診率(特定健診)及び特定保健指導実施率向上に注力してきました。受診率は平成24年度が38.4%、平成25年度が36.1%と平成29年度の目標60%には達していません。特定健診とは、メタボリックシンドローム³(内臓脂肪症候群)の該当者や予備群を発見するための健康診査です。健診結果により有所見となった場合は、レベルに応じた特定保健指導を行います。有所見率は年々低下していますが、脳卒中や心筋梗塞、慢性腎不全の原因となる高血圧や血糖値(HbA1c)高値、脂質異常が約半数を占めており、県平均と比較しても高血圧や血糖値は高い状況にあります(図表32)。若年期・壮年期の特定健診受診率を向上させ、健康づくりや生活習慣病の関心を高めることが重要です。
- ■本市では「すべての住民が元気で安心して生活できる活力のある社会」を目指し、「青壮年期死亡の減少」「要介護者の減少」「医療費の適正化による住民負担の軽減」「生活の満足度を高める」の実現を目的に掲げ、市民自らが健康づくり運動を総合的にかつ効果的に推進していくための基本計画として「西予市健康づくり計画 2014 "元気だ! せいよ"」(平成 17~26 年度)を策定し各種施策に取り組んできました。
- ■西予市健康づくり計画の中間評価時に実施した「健康づくりに関するアンケート」(平成 21年7月実施)から、60歳代の平均残存歯数24本以上の人(自分の歯が24本以上の人)

「高齢者の医療の確保に関する法律」第 19 条に基づく「特定健診等基本指針」に則して、平成 20 年 3 月に策定し、25 年 3 月に第 2 期計画として見直しています。 $40\sim74$ 歳の被保険者が対象となっており、5 年を 1 期としています。

内臓脂肪型肥満に加え、脂質異常、血圧高値、血糖高値のうち2つ以上をあわせ持った状態(1 つの場合は予備群)とされています。

² 西予市国民健康保険特定健康診査等実施計画:

³ メタボリックシンドローム:

の割合が平成16年で19.9%であったものが平成21年では18.9%に減少していることがわかりました。また、同調査から60歳代の歯科検診受診者は男性が7.1%、女性が10.9%にとどまり、特定健診やがん検診に比べると男女ともにたいへん低い水準となっています。ニーズ調査においても定期的な歯科受診(健診)を受けているのは、一般高齢者で28.1%(前期高齢者28.0%、後期高齢者28.3%)、認定者で19.5%にとどまります。

(%) (%) 無回答 4.3 (%) 無回答 9.4 (%) ましいえ 67.6 にいえ 67.6 認定者 n=128

図表 47 定期的に歯科受診(健診)を受けていますか

資料:ニーズ調査

方針と取組み

- ▽身体及び心の健康を保つため、栄養・運動・休養を機軸とした健康づくりによって健康寿 命を延ばす取組みを行います。
- ▽特定健康診査・特定保健指導について、関係部署と連携を図り、普及啓発及び受診率・保 健指導実施率の向上を目指します。
- ▽がん検診の受診率向上に取り組み、精密検査受診率 100%を目指し、早期発見につなげ、 がんによる死亡者の減少を目指します。

No.	項目	内容
	エヌナ陸庁ベノルシェ	市民一人ひとりが健康づくりに主体的に取り組むととも
08	西予市健康づくり計画 の推進	に、地域全体でこれを支援する環境を整備し、個人の健康の
	○ /1E/E	実現及び社会全体の健康度を高めます。
		高血圧や糖尿病や脂質異常症などの生活習慣病の発症や
09	特定健康診査の実施	重症化を予防するため、メタボリックシンドロームに着目し
		た健康診査を実施します。
		メタボリックシンドロームに着目し、対象者の個別性を重
10	特定保健指導の実施	視して、生活習慣の改善に重点を置いた保健指導を行います。
		がんの早期発見・早期治療を目的に、各種がん検診を実施
11	がん検診の実施	するとともに、受診勧奨に取り組みます。

2. 生きがいづくりと社会参加の促進

団塊の世代が高齢期に入る時代が到来し、活力ある高齢者の潜在力が期待されています。 多くの高齢者は支援される側ではなく、活力を維持することによって支援する側に立つことが可能です。そのためには年齢にとらわれず、自らの責任と能力において自由で生き生きとした生活を送ること、社会との関わりを持ち続けながら、もてる能力を発揮することが望まれます。

(1)社会参加の促進

現状

■シルバー人材センターは、企業や一般家庭、市・県等の公共団体から臨時的かつ短期的な 仕事を請け負い、会員に提供することを目的としています。仕事の内容は、剪定、草刈、 生活援助、屋内外清掃等があります。平成23年12月に一般社団法人化され、徐々に会員 数や受託件数が伸びてきています。

図表 48 シルバー人材センター会員数・受託件数の推移

	平成 24 年度	平成 25 年度
会員数	134 人	141 人
受託件数	1,220 件	1,327 件

■老人クラブ会員による一人暮らし高齢者の友愛訪問活動や、高齢者等による小学校児童の 子ども見守り隊活動が行われています。

方針と取組み

▽就労やボランティア活動など高齢者の主体的な社会参加活動を支援します。

No.	項目	内容
		定年退職者等の高齢者に臨時的かつ短期的、または軽易な
12	シルバー人材センター	業務に係る就業の機会を提供し、生きがいの充実、社会参加
12	の支援	の推進を図ることにより高齢者の能力を生かした、活力ある
		地域社会づくりを支援します。
13	高齢者の福祉活動への	老人クラブを中心に、一人暮らし高齢者の交流会などの福
13	支援	祉ボランティア活動を支援します。
		新しい介護予防・日常生活支援総合事業、介護支援ボラン
14	高齢者のボランティア	ティア、子ども見守り隊などの地域の安全を守る活動、まち
14	活動の推進	づくりや環境ボランティアなど地域の課題に主体的に取り
		組む高齢者のボランティア活動を支援していきます。

(2)多様な活動の支援

現状

■生涯学習講座は年度当初に打ち合わせ会を行い、受講生で年間計画を立て実施しています。 世代間交流会では保育園児や小学生との交流を行っています。

高齢者の生きがいと健康づくり推進事業では、軽スポーツや笑いヨガ・健康体操など多様な教室の開催に努めています。

図表 49 生きがいづくりの実績

	平成 24 年度	平成 25 年度
生涯学習講座	13回(延べ 426人)	25回(延べ 409人)
世代間交流会	5回(338人)	9回(427人)
高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	17回(延べ444人)	27回(延べ528人)

■単位老人クラブ会員数は年々減少しています。

図表 50 老人クラブ数の推移

	平成 24 年度	平成 25 年度
単位老人クラブ数	155 団体	150 団体
会員数	7,582 人	7,233 人

方針と取組み

▽いつでも、どこでも、だれでも参加できる高齢者のニーズに対応した多様な学習や生涯スポーツの機会を提供するとともに、高齢期を楽しく生きがいのある充実したものにするため、趣味の講座や学習機会も提供します。これらについては、広報誌や市ホームページ等を通じて情報提供の充実にも努めます。

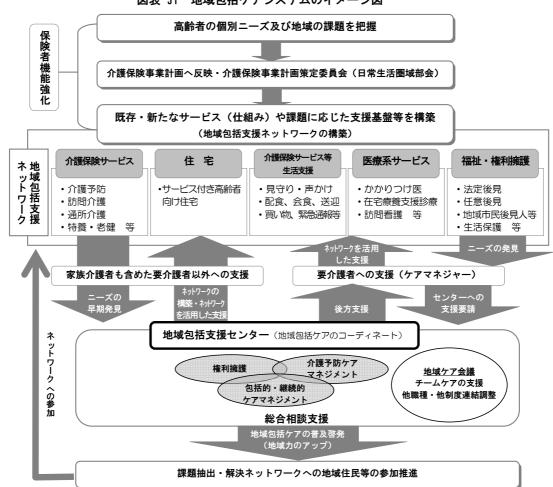
No.	項目	内 容
		高齢者の多種多様な生活課題を主体的に解決するための
		必要な知識や教養を身につけるよう生涯学習講座、仲間と趣
15	生涯学習講座の充実	味を学習する講座など高齢者の生きがいづくりを推進しま
		す。また、高齢者学級など高齢者の学習意欲に応え、日頃の
		学習成果を発表する場も提供します。
		保育園児との交流、凧やしめ縄づくり、伝承遊び等を通じ
16	世代間交流事業	た小・中学生との交流を推進し、高齢者の豊かな体験を地域
		に活用する契機としていきます。
	主格サの生まだい 。	自然体験学習や木工教室を通じた小学生と高齢者の交流、
17	高齢者の生きがいと	軽スポーツを通じた健康増進、趣味の会活動を通じた親睦な
	健康づくり推進事業 	ど、高齢者の生きがいと健康づくりを推進します。
		地域において、地域が自主的に運営する総合型地域スポー
18	総合型地域スポーツ	ツクラブを推進し、世代を超えてスポーツを行うことで体
18	クラブの推進	力、健康増進を図りながら、地域コミュニティの形成を推進
		します。
		高齢者の知識と経験を生かし、生きがいと健康づくりのた
10	+ 1 + = + + +	めの多様な社会活動を通じて、高齢者の生活を豊かにすると
19	老人クラブへの支援	ともに、明るい長寿社会づくりを実現するよう、魅力ある活
		動によって老人クラブ会員の増加と活性化を支援します。
00	#4 +v * T Z L -L 1 - T = 1 - W	75歳以上の人を対象として、各地区が行う敬老事業に対し
20	敬老活動支援事業 	て補助金を交付し、活動を支援します。

基本目標2 いつまでも安心して暮らせるまち

1. 地域包括ケアシステムの構築

一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加に伴い、介護保険サービスだけでは対応できない生活上の様々な問題が生じています。第5期計画ではこうした問題に対応すべく、 医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の強化がうたわれました。

本市も地域包括支援センターを中心に、実情に即して高齢者を取り巻く地域の関係者・ 機関の相互連携や日常の見守り・支え合い活動など地域力の向上が求められています。



図表 51 地域包括ケアシステムのイメージ図

【地域包括ケアの5つの視点による具体的な取組み】

- ①かかりつけ医の推進、在宅医療の推進
- ②居宅サービス、施設サービスの充実・強化、認知症ケア体制の構築
- ③地域の多様な取組みによる予防の推進(介護予防等の推進)
- ④見守り、配食、買い物等、多様な生活支援サービスの確保や権利擁護等
- ⑤住まいの確保・改修支援、高齢者向け住宅の提供

(1)包括的支援事業の充実

現状

■本市では委託により地域包括支援センターを設置しています。地域包括支援センター本所には社会福祉士1名、保健師2名、主任介護支援専門員1名、介護支援専門員2名、事務職1名が配置されています。また、支所では社会福祉士1名、保健師1名、介護支援専門員6名が配置されています。

「総合相談支援業務」「権利擁護業務」「包括的・継続的ケアマネジメント支援業務」「介護予防ケアマネジメント業務」を実施し、地域包括ケアの実現に向けた取組みを行っています。地域包括支援センターの認知度も高まっており徐々に普及しています。総合相談支援では、住民への各事業に関する啓発やPR、相談対応、高齢者実態把握、福祉体験教室、地区サロン健康講話、健康相談、介護・福祉・認知症出張相談等を行っています。

地域包括支援センター所在地担当地域西予市地域包括支援センター 本所西予市野村町野村12-15野村
域川西予市地域包括支援センター 支所西予市宇和町卯之町四丁目746明浜
三瓶

図表 52 本市の地域包括支援センターの設置状況

図表 53 地域包括支援センター相談件数

(単位:件)

	平成 24 年度	平成 25 年度
介護保険その他の保険福祉サービスに関すること	782	635
権利擁護(成年後見制度等)に関すること	38	10
高齢者虐待に関すること	62	21
合 計	882	666

■地域包括支援センター運営協議会を設置し、市と地域包括支援センターの連携、情報の共有や資質の向上を図っています。また、「西予市連携せいよ!連絡会」を開催し、保健・医療・介護・福祉の立場から事例検討に取り組んでいます。平成 26 年度は事例検討により抽出した課題の積み上げを行いました。このほか市内の医療・福祉・保健関係者等による「保健・医療・介護連絡会」を開催し、情報提供、意見交換等により地域の課題抽出と共有を図っています。他の地域ケア会議とも連携し、把握した課題をもとに地域づくり資源の開発につなげています。

方針と取組み

▽地域包括ケアを推進していくため、地域包括支援センターを中心として、地域の医療・保健・福祉関係者等の連携により、地域での継続的・包括的な地域包括ケアマネジメント体制の確立を目指します。

No.	項目	内容
21	地域包括支援センター の機能充実【充実】	基本となる業務や役割などについて、広く市民に周知を図り、機能が効果的・効率的に実施できるように支援します。 平成26年度から運営指針を定めており、適切な運営を図る ため、地域包括支援センター運営協議会等で検討を行います。
22	総合相談支援事業	高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス機関、または制度の利用につなげる等の支援を行います。
23	権利擁護のための援助	高齢者が地域において尊厳のある生活を維持し、安心して 生活を行うことができるよう、成年後見制度の活用促進、老 人福祉施設等への措置の支援、高齢者虐待への対応、困難事 例への対応を行います。 また認知症ケアパスの普及、認知症予防講座の開設に取り 組みます。
24	包括的・継続的 ケアマネジメント支援	介護支援専門員(ケアマネジャー)、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携、地域において多職種相互の協働等による連携等、地域における連携・協働の体制づくりや介護支援専門員に対する支援等を行います。
25	介護予防 ケアマネジメント	自立を基本に、利用者の主体的な活動と参加意欲を高めながら、地域における健康づくり、老人クラブ活動、ボランティア活動等、地域における介護保険以外の様々な社会資源の活用を図るとともに、介護予防の効果を高めるよう要介護認定の非該当から要支援までの一体的なケアマネジメントを行います。

(2)新しい介護予防・日常生活支援総合事業の展開

現状

▽本市では、介護予防事業として、二次予防事業の対象者把握事業、通所型介護予防事業などの二次予防事業と介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業などの一次予防事業を実施しています。介護保険制度の改正により、現行の介護予防給付に位置づけられている介護予防訪問介護と介護予防通所介護及び介護予防事業については、新しい介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)へ移行することとされました。

これは、要支援者と要支援認定を受けていない事業対象者が利用する「介護予防・生活支援サービス事業」とすべての高齢者が利用する「一般介護予防事業」で構成されており、それらが地域支援事業として位置づけられます。

方針と取組み

▽地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、 地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可 能とすることを目指し新しい総合事業を展開していきます。

要支援者等の多様な生活支援のニーズに対応するため、介護予防訪問介護や介護予防通所 介護に相当するサービスに加え、住民主体の支援等も含め、多様なサービスを提供するこ とにより、効果的かつ効率的な支援を行います。

▽新しい総合事業の担い手となる地域資源の発掘や育成、多様な主体のネットワーク化を進め、新しい総合事業の実施に向けた体制整備に取り組みます。

平成29年4月から新しい総合事業を全面展開することとし、それまでと変わらないサービスを提供していきます。

No.	項目	内 容
		要支援者等に対し、訪問介護員による身体介護や生活援助
26	訪問型サービス【新規】	のほか、多様な主体による掃除、洗濯等の多様な日常生活上
		の支援を提供します。
		要支援者等に対し、通所介護と同様のサービスや生活機能
27	通所型サービス【新規】	の向上のための機能訓練のほか、多様な主体により、機能訓
		練や集いの場等多様な日常生活上の支援を提供します。
00	その他の生活支援	要支援者等に対し、栄養改善を目的とした配食や一人暮ら
28	サービス【新規】	し高齢者等への見守りを提供します。

第5章 推進する施策

No.	項目	内容
		介護予防及び生活支援を目的として、要支援者等に対する
		アセスメントを行い、その状態や置かれている環境等に応じ
29	介護予防ケアマネジメ	て、自らの選択に基づきサービスが包括的かつ効率的に実施
29	ント【新規】	され、本人が自立した生活を送ることができるようケアプラ
		ンを作成します。また、要支援認定を受けた人へのケアマネ
		ジメント業務も併せて行います。

【介護予防・生活支援サービス事業】

平成29年度から、介護予防・生活支援サービス事業として以下の各種事業を推進します。

一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一				
	サービス	内容		
	訪問介護	訪問介護員による身体介護、生活援助等の現行の介護 予防訪問介護相当サービス		
	訪問型サービスA	主に雇用されている労働者により提供される緩和した 基準によるサービス		
訪問型サービス	訪問型サービスB	有償・無償のボランティア等により提供される、住民 主体による支援		
	訪問型サービスC	保健・医療の専門職により提供される短期間で行われる る支援		
	訪問型サービスD	介護予防・生活支援サービスと一体的に行われる移動 支援や移送前後の生活支援		
	通所介護	通所介護事業者の従事者による現行の介護予防通所介 護相当サービス		
通所型サービス	通所型サービスA	主に雇用されている労働者により提供される、又は労働者とともにボランティアが補助的に加わった形により提供される、緩和した基準によるサービス		
	通所型サービスB	有償・無償のボランティア等により提供される、住民 主体による支援		
	通所型サービスC	保健・医療の専門職により提供される、短期間で行われる支援		
その他の生活支援 サービス	①栄養改善を目的とした配食や、②住民ボランティア等が行う見守り、③訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援(訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等)			
	ケアマネジメントA	予防給付に対する介護予防支援に相当する原則的な介 護予防ケアマネジメント		
介護予防 ケアマネジメント	ケアマネジメントB	簡略化した介護予防ケアマネジメント		
	ケアマネジメントC	初回のみの介護予防ケアマネジメント		

(3)在宅医療・介護連携の推進

現状

- ■医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者を地域で支えていくためには、医師や歯科医師、薬剤師、看護師、リハビリテーション専門職等によって提供される在宅医療と、ケアマネジャーなどの介護関係職種によって提供される介護サービスが一貫性を持って提供されることが重要であるとされています。
- ■介護保険制度の改正により、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実として、在宅医療・介護連携が推進されることとなりました。

方針と取組み

▽高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、リハビリテーション専門職、ケアマネジャーなどの多職種が一堂に会する協議の場の設置等により、高齢者の退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り等様々な局面で医療と介護の連携を図ることのできる体制づくりを進めます。

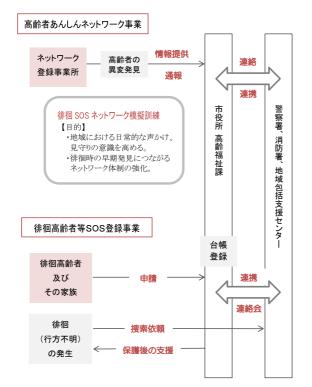
No.	項目	内容
	医療・介護サービス	地域の医療機関・介護事業者等の情報を集約し、マップ又
30		はリストを作成して地域の医療・介護関係者や住民に公表し
	其哪10连 于未 【初次】	ます。
		保健・医療・介護連絡会により、地域の課題抽出、共有を
	医療・介護連携推進会	図るとともに、地域づくり資源の開発に努めます。
31	議事業(保健・医療・ 介護連絡会)【拡充】	地域包括支援センターや介護支援専門員が、地域の医療機
		関や訪問看護事業所等と連携が図れるよう、退院時マネジメ
		ントを推進します。
	在宅医療・介護連携	医療・介護関係者等を対象とした地域の在宅医療・介護連
32	支援センター(仮称)	携についての相談窓口を担う在宅医療・介護連携支援センタ
	事業【新規】	ー(仮称)を設置します。
	在宅医療・介護サービス	情報共有の手順等を定めたマニュアルを活用し、地域の医
33	情報共有支援事業	療・介護関係者等の間で、医療、介護等に関する情報を共有
	【新規】	できるよう支援します。
	在宅医療・介護関係者 研修事業【新規】	医療関係者への介護研修会や介護関係者への医療研修会
34		を行うとともに、医療・介護関係者による多職種連携に関す
	州沙芋未【利バ】	るグループワーク等の研修を行います。

(4)認知症高齢者施策の推進

現状

- ■平成27年1月、国では「認知症施策推進総合戦略~認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて~(新オレンジプラン)」を公表し、認知症の人の意見が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指して、次の7つの柱を示しました。
 - ①認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進
 - →全国的なキャンペーンの展開、認知症サポーター養成講座を修了した人の上級講座等の推進
 - ②認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供
 - →歯科医師・薬剤師の認知症対応力の向上、看護職員の認知症対応力向上、新任の介護職員等向 け認知症介護基礎研修(仮称)の実施、医療・介護連携のマネジメントのための情報連携ツール 例の提示
 - ③若年性認知症施策の強化
 - ④認知症の人の介護者への支援
 - ⑤認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進(新規)
 - →生活の支援(ソフト面)、生活しやすい環境(ハード面)整備、就労・社会参加支援、安全確保
 - ⑥認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発及びそ の成果の普及の推進(新規)
 - (7)認知症の人やその家族の視点の重視 (新規)
 - →初期段階の認知症の人のニーズ把握や生きがい支援、認知症施策の企画・立案や評価への認知 症の人やその家族の参画
- ■本市では、もの忘れが気になる人や、認知症の人を介護している家族などが利用できるサービス等をまとめた西予市版認知症ケアパス「認知症あんしんノート」を作成しました。この「認知症あんしんノート」は、認知症の診断をしている医療機関の情報や、市が実施している認知症に対する取組み、また、認知症の家族を介護するときの心構えなどの情報を掲載しています。
- ■高齢者が日常的に利用したり、立ち寄ったりする商店や、日々の業務の中で高齢者と身近に接することが多い事業所等の協力を得て、見守り活動等を行う「高齢者あんしんネットワーク事業」を開始しています。ネットワークへの登録事業所等は「あんしんサポーター加盟店」として、HP等で公表しています。また、認知症が進行し、徘徊等により万一行方不明となった場合に早期に発見することを目的として、そのおそれのある高齢者等の事前登録制度「西予市徘徊高齢者等 SOS 登録事業」を推進しています。事前に登録された情報は市が一括管理し、徘徊が起こった場合には、警察や消防と連携し、速やかに情報提供ができる体制をとっています。このほか、平成 27 年 2 月には、徘徊 SOS ネットワーク模擬訓

練を行いました。



図表 54 高齢者あんしんネットワークと徘徊高齢者等SOS登録事業



徘徊 SOS ネットワーク模擬訓練



ネットワーク登録事業所<あんしんサポーター加盟店>:高齢者が日常生活で利用したり立ち寄ったりする事業 所、日々の業務において高齢者の居宅やその周辺で高齢者と接点を持つ事業所等。

- ■認知症高齢者は判断力が低下するため、介護保険サービスの利用や日常的な金銭管理などに支援が必要になります。このため、日常生活自立支援事業⁴(旧地域福祉権利擁護事業) や成年後見制度⁵の利用を推進しています。
- ■認知症の増加に伴い、社会福祉協議会や地域包括支援センターへの相談は、件数こそ減少していますが、困難案件が多く、一件あたりに関与する時間が長期化しています。必要に応じて日常生活自立支援事業や成年後見制度への利用支援につなげています。また、平成25年度から、西予市成年後見制度利用支援事業実施要綱を策定し、判断能力の不十分な高齢者等の制度利用促進に努めています。

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な人が地域において自立した 生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うものです。

5 成年後見制度:

自分で財産管理や介護等の契約行為が困難であったり、悪質商法の被害に遭うおそれがある人を 法律的に保護する制度で、「法定後見制度」と「任意後見制度」の2種類があります。

⁴ 日常生活自立支援事業:

図表 55 権利擁護に関する相談件数・成年後見制度市長申立件数(年間)

	平成 24 年度	平成 25 年度
権利擁護相談件数	38 件	17 件
成年後見制度市長申立件数	0 件	1 件

■地域や職域、学校などで認知症に関する基礎的な知識について学習する講習会を実施しています。認知症サポーター養成講座は、民生委員や地域で実施されるサロン事業、見守りネットワーク推進事業などで実施希望は増えてきており、中学生にも実施しています。講座修了者は「認知症サポーター」となり、支援者の「目



印」としてオレンジリング (ブレスレット) を渡しています。平成 27 年 1 月現在、市内には 2,603 人の認知症サポーターがおり、毎年着実にその数は増加していますが、一方で養成講座に参加した人、キャラバン・メイトに登録している人の活用が不十分で、事業所(職域) などへの働きかけも求められます。

方針と取組み

▽認知症ケアパスの活用を推進するとともに、認知症サポーター等の養成を進めるなど認知 症への理解を高め、認知症の早期発見に努めます。

▽認知症高齢者を介護する家族に対しては、総合的な相談や家族介護者間の交流、相談、情報提供などにより精神的負担の軽減を図ります。

No.	項目	内 容
35	認知症ケアパスの普及	市民、介護従事者、医療機関等に普及・啓発を行うととも
30	【充実】	に、ケアパスの内容を定期的に見直していきます。
	認知症サポーター、キ	地域に認知症の正しい知識を普及したり、認知症高齢者と
36	ャラバン・メイトの育	家族を支援する認知症専門のボランティアの育成に取り組
	成【充実】	んでいきます。
	うつ予防・支援のため	基本チェックリストに合わせて、うつ該当者の把握を行
		い、必要に応じて、保健師、社会福祉士、介護支援専門員等
37		の専門職が訪問し、うつや心の健康づくりに関する健康相談
3/	の健康相談【充実】	や情報提供を行います。
		また、地域包括支援センターでは、早期に支援が必要な高
		齢者の把握のため、高齢者実態把握を行います。

No.	項目	内 容
		何らかの支援を必要とする人にとって、最も身近な地域住
		民のほか、民生委員、サービス事業者等による見守りネット
38	認知症高齢者見守り	ワークづくりを構築します。
30	ネットワークづくり 【充実】	また徘徊高齢者等SOS登録事業を推進するとともに、認知
		症の人やその家族への支援として、認知症カフェ(仮称)の
		開設について地域の実情を踏まえながら検討していきます。
		自らの判断能力が十分でない人などが必要とするサービ
39	日常生活自立支援事業	スを適切に利用したり、日常的な金銭管理を支援したりする
	の推進	日常生活自立支援事業について、情報提供や相談支援体制の
		充実など制度の普及促進や適正な運用に努めます。
	権利擁護事業	権利擁護にかかる相談等に対応するほか、関係団体、虐待
40		防止ネットワーク等の連携により、虐待の早期発見、虐待防
1		止の啓発活動に取り組むとともに、個々の虐待のケースに応
		じて保健医療サービスなどの継続を支援します。
		判断能力が十分でない人の財産管理や身上監護について、
41	成年後見制度利用の 支援	代理権などの権限が与えられた成年後見人が本人を保護す
"		る成年後見制度について、その内容を広く周知するととも
		に、関係機関や団体と連携して制度の利用支援に努めます。
	- 初加宁长笠《松人长士	認知症初期集中支援チームの設置や、認知症地域支援推進
42	認知症施策の総合的な 推進	員の配置により、認知症になっても安心して生活できるよう
	JEAS	に、認知症施策を総合的に推進します。

※ 認知症初期集中支援チームとは、

複数の専門職が認知症が疑われる人、認知症の人とその家族を訪問(アウトリーチ)し、認知症の専門医による鑑別診断等をふまえて、観察・評価を行い、本人や家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行って、自立生活のサポートを行う体制をいいます。

※ 認知症地域支援推進員とは、

認知症の人ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業や地域の支援機関をつなぐ連携支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う者をいいます。

(5)生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

■単身世帯や夫婦のみの高齢者世帯、認知症高齢者の一層の増加が予測されており、高齢者が地域で生活を継続していくためには生活を支援するサービスが必要で、そのためNPO、民間企業、協同組合、社会福祉法人、ボランティア等の生活支援サービスを担う事業と連携しながら、多様な支援体制を構築していく必要があります。また、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等社会資源の開発やネットワーク化を行う「生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)」の配置が地域支援事業に位置づけられており、本市においても地域支援事業における多様で柔軟な生活支援サービスを創出し、高齢者が担い手として社会参加できる地域づくりが求められています。今後は介護支援ボランティアのポイント制度の導入など、高齢者の生活支援に関する活動が評価され、好循環が生まれる仕組みが求められます。

生活支援・介護予防の基盤整備におけるコーディネーター・協議体の役割 (1) 生活支援コーディネーター (地域支え合い推進員) の配置 ⇒多様な主体による多様な取組のコーディネート機能を担い、一体的な活動を推進。コーディネート機能は、以下のA~Cの機能があるが、当面AとBの機能を 4 中心に充実。 活 支 (A) 資 源 開 発 (B) ネットワーク構築 (C) ニーズと取組のマッチング 援 地域に不足するサービスの創出 サービスの担い手の養成 ○ 関係者間の情報共有 ○ サービス提供主体間の連携の体制づくり 〇 地域の支援ニーズとサービス提供主体の 活動をマッチング 介 元気な高齢者などが担い手として活動す など 護予 エリアとしては、第1層の市町村区域、第2層の中学校区域があり、平成26年度は第1層から着手、平成29年 防 度までの間に第2層の充実を目指す。
① 第1層 市町村区域で、主に資源開発(不足するサービスや担い手の創出・養成、活動する場の確保)中心
② 第2層 中学校区域で、第1層の機能の下で具体的な活動を展開
※ コーディネート機能には、第3層として、個々の生活支援サービスの事業主体で、利用者と提供者をマッチングする機能が の 基 盤 整 あるが、これは本事業の対象外 備 に 白 け (2)協議体の設置 ⇒多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組を推進 た 取 生活支援・介護予防サービスの多様な関係主体の参 組 社会福祉法人

図表 56 生活支援コーディネーターの役割

- ※1 これらの取組については、平成26年度予算案においても先行的に取り組めるよう5億円を計上。
- ※2 コーディネーターの職種や配置場所については、一律には限定せず、地域の実情に応じて多様な主体が活用できる仕組みとする予定であるが、市町村や地域包括支援センターと連携しながら活動することが重要
- "ともに支え合う輪を広げよう 西予"を基本テーマ(目標)に掲げた西予市地域福祉計画を平成21年3月に策定し、平成26年3月には第2次西予市地域福祉計画として見直しました。市民一人ひとりがノーマライゼーションの理念を理解し、地域を「一つの大きな家族」としてとらえたまちづくりの実現を目指しており、地域で行われているサロンでの相談や見守りネットワークづくりを推進しています。
- ■地域全体で支える仕組みとして、高齢者と身近に接することが多い商店等の協力を得て、 日々の業務の中で見守り活動等を行う「高齢者あんしんネットワーク事業」に取り組んで います。

事業所 市 地域包括支援 センター フとり暮らしの 高齢者等 通報先 選索を発見した 場合の連絡及び 通報先 当時 日常的に利用する商店や、高齢者と身近に接することの多い 事業所等により見守りや声かけを行う。

図表 57 西予市の高齢者あんしんネットワークイメージ図

■平成23年度から「せいよ地域づくり交付金事業」を実施しています。この事業は地域の自由な発想により活用することのできる交付金事業で、地域の多様化するニーズに応え、課題を地域自らの手で解決に導くことで活力ある西予市をつくりあげていこうとする事業です。地域づくり組織は、小学校区を基本単位とした27の地域に設置されています。それぞれの事業を実施していくために、地域で話し合いを重ねて「地域づくり計画書」を策定しています。また地域づくり組織の円滑な運営を促進するため、各地域づくり組織に2名程度の地域担当職員を配置しています。

図表 58 せいよ地域づくり交付金事業のしくみと取組みの光景

俵 津 俵津スマイル-いいまちづ [®]	くり隊-
り お か り と り も さ く	の会
高 山 高山・宮野浦地域づくり	協議会
田之浜 大崎振興	会
多 田 多田地域づくり協	器 議 会
中 川 中川地区団体連絡1	岛議 会
石 城 石 城 地 域 づ く り 暑	員会
宇和 宇和地域づくり協	品議 会
	盆議 会
下宇和 下宇和地域づくりは	易議 会
明 間 明 間 地 域 づ く	り会
	岛議会
溪 筋 (選 筋 自 治 振 興 協	議会
中筋中筋地区自治振	興 会
	こし会
横林 横林 自治 振 興 協	議会
	興 会
	し会
遊子川 遊子川地域活性化プロジェク (遊子川もりあけ	
城川 土居 ふるさと創	生 会
高 川 高 川 地 域 づ く	り会
魚 成 魚 成 地 域 振	興 会
三 瓶 みかめやってみ	ん会
二木生 にきぶ地域づく	り会
三 瓶 周 木 周木ピリ島むらおる	こし会
蔵 貫 蔵小校区ふるさと	長興 会
下 泊 下泊地域づくり振	興 会



方針と取組み

▽協議体の設置や生活支援コーディネーターの配置等を通じて、生活支援の担い手の養成や サービスの開発、関係者のネットワーク化、ニーズとサービスのマッチング等を行い、生 活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向けた取組みを行います。

▽高齢者を取り巻く地域活動やボランティア活動等の市民の自主的な取組みを、高齢者を支 える重要な役割を果たすものとして位置づけ、活動のための環境整備を推進します。

No.	項目	内容
43	高齢者の見守りの 推進【充実・拡充】	商店や事業者による見守りネットワークを拡充するとともに行政、自治会、民生委員等が各々の日常業務の中で高齢者等への声かけや見守りを行うことを目的とする組織等(見守り活動団体)の育成を支援します。
44	高齢者世帯調査	自立生活の支援や見守り活動に役立てるため、市内に居住 している80歳以上の一人暮らし高齢者世帯を対象に在宅生 活の実態調査を行います。 また民生委員と協働し、早期に支援が必要な高齢者の把握 のため、予防事業対象者や日常生活圏域ニーズ調査未回答者 に対して、訪問活動を行います。
45	関係機関とのネット ワークづくり	地域包括支援センターや民生委員、ケアマネジャー、老人 クラブ、医療機関などの地域の様々な機関、社会資源と連携 を密にして、地域のネットワークの構築を図るとともに、高 齢者の状況に応じて適切な支援が包括的・継続的に提供され るように体制を整備します。そのツールの1つとして、クラ ウドシステムを活用し、ネットワークの構築を図ります。 また、生活支援サービスの提供体制整備のため協議体を設 置します。
46	地域福祉活動の支援 【充実】	地域の生活課題に気づき、課題の解決と生活の質を向上するための解決の方策を見出す、市民の主体的な地域福祉活動 (支え合い・助け合い)を支援します。
47	サロン活動への支援	地区サロン活動を地域住民の関係づくりや住民参加の機会として位置づけ、その活動を支援します。
48	援護活動の推進	地域の民生委員が中心となって、一人暮らしの高齢者に対 し、友愛訪問、安否の確認等の援護活動を行います。

※ 生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)とは、

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能(主に資源開発やネットワーク構築の機能)を果たす者をいいます。

2. 高齢者が暮らしやすい生活環境の整備

高齢社会における生活環境はノーマライゼーションの理念に基づき、すべての住民が安心して日常生活を送ることができるよう生活環境を整備していく必要があります。

(1)生活環境の整備

現状

- ■高齢者の居住の安定確保に関する法律の改正により、住み慣れた地域で安心して暮らすことを可能とするサービス付き高齢者向け住宅⁶が創設されました。
- ■市内公共施設にオストメイト⁷対応トイレの設置等、すべての人が利用しやすい施設整備を 進めています。

 スロープ・多目的トイレの設置
 4か所
 5か所

図表 59 バリアフリー・ユニバーサルデザインの実績

■平成22年度に「西予市地域公共交通総合連携計画」(平成23~27年度)を策定し、新たな生活交通システムを『おでかけせいよ』と称して便利で快適な移動手段の確保を推進しています。しかし、少子高齢化の影響により利用者が年々減少しています。

		平成 24 年度	平成 25 年度
輸送人員(延べ利用者数)		542,501人	512,223人
	うち市内	332,640人	300,002人

図表 60 おでかけせいよの実績

6 サービス付き高齢者向け住宅:

医療・介護・住宅が連携して安心できる住まいを供給するため、有料老人ホーム、高齢者専用賃貸住宅について、入居者保護と供給促進の観点から、厚生労働省・国土交通省により新たに創設された制度です。床面積原則 25 ㎡以上、バリアフリーなどのハード面、家事援助をはじめとする各種サービスの提供(少なくとも安否確認・生活相談サービスを提供)、居住の安定が図られた契約など基準が明確になり、行政による指導監督が行われます。

⁷ オストメイト:

直腸がんや膀胱がんなどが原因で臓器に機能障害を負い、手術によって人工的に腹部へ人工肛門や人工膀胱の「排泄口(ギリシャ語でストーマ)」を造設した人を「オストメイト(ostomate)」といいます。

方針と取組み

- ▽高齢者の安全安心な住環境の確保に向けた支援を行います。
- ▽公共施設、道路、公園等のバリアフリー化の推進を図るとともに、計画段階からのユニバーサルデザイン化を検討します。
- ▽高齢者の社会参加を支援するため、公共交通機関の利便性の向上に努め、高齢者が安心して活動できる環境づくりを推進します。

No.	項目	内 容
49	住宅改修費の支給 (要介護・要支援認定者)	介護保険サービスにより手すりの取り付け、段差の解消な どの住宅改修を行う場合、限度額の範囲において費用を支給 します。
50	高齢者住宅等の情報 提供	サービス付き高齢者向け住宅等の情報提供を行います。
51	公共建築物や公園等の 整備充実(バリアフリ 一化の推進)	広場・公園を含め公共建築物の整備充実について、障害者をはじめすべての市民にとって、利用しやすい施設となるようバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインの考え方を取り込んでいきます。
52	生活交通システム 『おでかけせいよ』の 推進	いつまでも暮らしていける西予を支える交通システム「お でかけせいよ」により、自家用車が使えない市民にとっても 「おでかけ」が可能となる交通体系を推進します。
53	高齢者路線バス利用助成事業	70歳以上の人で、通院及び買い物等の交通手段として公共路線バスを利用する人に対して、運賃の助成をし、負担軽減を図ります。

(2)安心・安全な地域づくりの推進

個別計画書の策定

現状

■平成21年度に西予市災害時要援護者対策会議を設置し、災害時における避難行動要支援者 情報の収集と避難支援等関係者への情報提供により、実効性のある避難支援がなされるよ う避難行動要支援者支援システムの構築を推進しています。避難行動要支援者未登録者の 解消、避難行動要支援者の情報共有の拡大を進める必要があります。

図表 61 避難行動要支援者登録者数の実績

6,587件

平成 24 年度 | 平成 25 年度 6,541件 登録者数 名簿(外部提供同意者)の情報共有団体数 5団体 2団体

■自主防災組織の組織力向上のため、地区ごとの防災訓練や自主防災組織活動助成金の交付 を行っています。自主防災組織数は増加しており、住民の防災への意識は高まっています。

2,636人

2,311人

平成 25 年度 平成 24 年度 自主防災組織数 65 66 自主防災組織率(%) 97.4 97.9 防災訓練実施数 21 24 防災訓練実施率(%) 36.9 31.8

図表 62 自主防災組織・防災訓練の実績

■交通事故発生件数の内、高齢者の事故が50%以上を占めています。振り込め詐欺は悪質化 しているといわれていることから、引き続き広報誌やホームページ等で注意を呼びかけて いく必要があります。

図表 63 交通事故・犯罪発生件数等の状況

	平成 24 年度	平成 25 年度
交通事故発生件数	156件	143件
交通安全施設整備	58か所	59か所
犯罪発生件数	273件	197件
防犯灯設置数	64灯	24灯
消費者被害に関する出前講座の開催	10回	13回

方針と取組み

- ▽今後は、避難行動要支援者支援システムの適切な運用と避難行動要支援者名簿への新規登録を推進します。
- ▽地域と協力して安心・安全な地域づくりの事業に取り組むとともに、避難行動要支援者の 避難支援を推進します。

No.	項目	内 容
	災害時等の避難誘導体 制の整備	西予市地域防災計画に基づき、災害時に自力で避難できな
		い避難行動要支援者の把握に努め、自治会等地域住民の協力
54		のもとに避難所への避難誘導の支援を図ります。また、避難
		行動要支援者支援マニュアルを作成し、地域と協働で支援台
		帳の整備、避難行動要支援者の支援体制づくりを進めます。
		地域住民の防火、防災意識の高揚を図り、地域ぐるみの防
55	白土吐災知嫌の女母	火・防災体制を確立するため自主防災組織の活性化を促進し
33	自主防災組織の育成 	ます。また、地域ごとに防災訓練を実施することにより、災
		害発生時の被害の軽減、人的被害の防止を図ります。
		警察、関係団体と協力し、高齢者、子どもや障害者など交
56	女体内会会議の言相	通弱者を交通事故から守るため、交通安全施設の整備促進を
50	交通安全意識の高揚 	はじめ、交通安全教室など交通安全に関する事業を推進しま
		す。
		行政、関係団体が連携をとり、地域住民による防犯組織の
57	防犯活動の促進	強化を図り、地域全体で防犯体制づくりを促進します。
	消費者生活知識の普及	消費者に身近な問題について広報誌や出前講座で情報を
58		提供し、消費者被害を防止します。

(3)高齢者の虐待防止

現状

- ■高齢者虐待の原因には、身体的、精神的、社会的、経済的要因等様々な問題が考えられます。高齢者虐待の発生予防や早期発見、虐待を受けた高齢者や養護者に対する適切な支援を行うためには、関係団体、関係機関等との連携・協力体制を構築して対応することが重要です。
- ■認知症の家族介護者は介護負担が重く、肉体的、精神的重圧から虐待が生じやすいといわれています。
- ■平成18年4月、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(「高齢者虐待防止法」)が施行され、虐待を発見した者は通報の義務を負うことになりました。

方針と取組み

▽地域包括支援センターを中心に関係機関が連携し、高齢者の虐待の早期発見、早期対応を 図ります。

No.	項目	内 容		
		高齢者虐待に対する知識の普及を図るとともに、地域包括		
59	高齢者虐待防止	支援センターを中心とした関係団体等によるネットワーク		
		を構築し、適切な対応を図ります。		
00	高齢者虐待の早期発	地域包括支援センターを中心に関係機関が連携し、高齢者		
60	見、早期対応	の虐待の早期発見、早期対応を図ります。		

(4)自立を支えるサービスの提供

現状

■地域生活の自立支援として以下の事業を実施してきました。介護保険制度の改正により、 総合事業として見直すことが想定されます。また住宅改修については質の向上に向けた課 題がみられます。

平成 24 年度平成 25 年度食の自立支援事業近べ配食数6,041食5,290食緊急通報体制等整備事業緊急通報装置設置台数205 台187 台住宅改修245 件244 件

図表 64 各種在宅生活支援サービスの実績

■本市では市内に奥伊予荘(定員70名)と三楽園(定員50名)の2か所の養護老人ホームのほか、ケアハウス(軽費老人ホーム)を2施設整備しています。

	平成 24 年度	平成 25 年度
養護老人ホーム	113人	114人
奥伊予荘	68人	69人
三楽園	45人	45人
ケアハウス(2施設)	60人	60人

図表 65 養護老人ホーム・ケアハウスの実績(実人員/月)

■高齢者の居住の安定確保に関する法律の改正により、住み慣れた地域で安心して暮らすことを可能とするサービス付き高齢者向け住宅⁸が創設されました。

医療・介護・住宅が連携して安心できる住まいを供給するため、有料老人ホーム、高齢者専用賃貸住宅について、入居者保護と供給促進の観点から、厚生労働省・国土交通省により新たに創設された制度です。床面積原則25㎡以上、バリアフリーなどのハード面、家事援助をはじめとする各種サービスの提供(少なくとも安否確認・生活相談サービスを提供)、居住の安定が図られた契約など基準が明確になり、行政による指導監督が行われます。

⁸ サービス付き高齢者向け住宅:

方針と取組み

▽高齢者の自立した生活を支えるために、多様化する高齢者ニーズ等を十分に踏まえ、きめ 細かな在宅生活を支援するサービスの提供を推進します。また介護保険制度改正に伴う総 合事業への円滑な移行に向けた検討を行います。

▽生活のための外出を支援する交通施策の制度の維持に努めます。

No.	項目	内 容		
61	食の自立支援事業	65歳以上の単身世帯、高齢者世帯で食事の調理が困難な人に、昼に給食を配達し、安否確認、孤独感の解消など、日常生活を支援します。		
62	はり・きゅう・マッサージ はり・きゅう・マッサージ等の施術費用の一部を助成 補助事業			
63	緊急通報体制等整備 事業	市内在住で満65歳以上の一人暮らし高齢者等に対し、緊急通報装置を貸与することにより、急病、災害、その他緊急時に迅速かつ適切な対応を図ります。		
64	養護老人ホーム	65歳以上の高齢者で、心身状況、家庭環境等の問題により、 自宅での生活が困難な人を対象として老人福祉法による入 所措置を行います。		
65	ケアハウス	軽費老人ホーム (ケアハウス) の運営に要する経費の一部 を補助します。		
66	生活支援ハウス(高齢 者生活福祉センター)	65歳以上の独居世帯、高齢者世帯等で自宅の生活が困難な 人へ、施設の居室を提供(貸与)し、自立した生活が送れる よう支援します。		
67	高齢者住宅等の情報 提供	サービス付き高齢者向け住宅等の情報提供を行います。		

基本目標3 介護保険サービスが充実しているまち

1. 持続可能な介護保険の運営

本市では、要介護(要支援)認定者及びその家族に対し、必要な介護保険サービスが提供されるよう、居宅サービス、施設・居住系サービスに加え、地域密着型サービスの基盤整備を行ってきました。介護保険法第2条第4項では、「保険給付の内容及び水準は、被保険者が要介護状態となった場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるように配慮されなければならない。」とされています。本計画においても在宅介護の推進が中心課題となります。

また「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に 関する法律」の施行により、医療と介護の連携強化が進められます。

(1)介護保険サービス提供の充実

現状

- ■第5期計画では、居住系のサービスの整備が介護福祉施設(特別養護老人ホーム)待機者 の減少につながることを想定し、既存グループホームの増床(5床)及びグループホーム の新設等(36床)の41床、さらに既存のケアハウスの混合型特定施設30床の指定を行い ました。
 - 一方、県が主体となって平成25年度に実施した介護保険施設等入所申込者調査から、介護福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設の待機者が相当数発生しています。市が実施したケアネジャーへのアンケート調査からも、真に施設入所が必要な人や居宅サービスを利用しながら施設入所を待っている人が存在することが把握されました。今後も市民のニーズを継続的かつ的確に把握する必要があります。
- ■介護保険制度の改正により、全国一律の予防給付(訪問介護、通所介護)の地域支援事業への移行(平成29年度以降)や、介護福祉施設(特別養護老人ホーム)の新規入所者を原則要介護3以上に限定することになります。
- ■医療・介護の連携として、本市では地域包括ケア「見える化」システムを活用しています。 これにより医療保険情報収集、介護(予防)給付の現状分析や他保険者との比較、好事例 の収集が可能となり、地域包括ケアシステムの構築の一端を担うことになります。
- ■平成24年度から介護サービス利用者に対して「介護サービス満足度調査」を実施していまます。利用者のニーズを把握し、充実すべきサービス等について検討しています。
- ■平成26年度から多職種連携のためのツールとして、クラウド型システムを導入しています。

高齢者のサービス利用の円滑化を目的として開始し、現在では介護支援専門員、介護事業所、医師会、警察、消防、行政等様々な職種が参画し、情報共有を目的として運用しています。クラウドの活用は全国でも先行的な事例であり、地域包括ケアシステムの構築に向けた重要な取り組みとして位置づけています。

方針と取組み

▽利用ニーズ等を把握し、計画的に応えていくとともに、介護保険制度改正を踏まえた新た な体系に円滑に移行するよう、サービス提供体制を構築します。

▽多職種協働による「地域ケア会議」の活用、クラウド型システムの活用を推進します。

No.	項目	内 容
68	居宅サービスの充実	サービスの質の向上を図るとともに、利用状況や利用意向を見極めながら、適正なサービスの提供を推進します。
69	施設・居住系サービス の充実	市民ニーズを視野に入れながら、総合的な視点から量的確 保を推進します。
70	地域密着型サービスの 充実	利用状況や利用者の意向を把握するとともに、地域密着型サービスの質の向上を図ります。
71	見える化の推進	介護・医療関連情報の見える化により、要介護認定データ、 介護保険レセプトデータ、介護医療関連情報のデータを活用 し、情報基盤の整備を推進します。

(2)サービスの質的向上・安全性の確保と情報提供の充実

現状

■地域密着型サービス事業所に計画的な指導を行っており、地域密着型サービス創設時から 平成26年度までにすべての事業所に対して実地指導を実施しました。

 平成 24 年度
 平成 25 年度

 集団指導
 1回
 1回

 実施指導
 3事業所
 5事業所

図表 66 地域密着型サービス事業者への指導の状況

- ■認知症対応型共同生活介護(グループホーム)全16事業所の運営推進会議に市職員が出席し、利用状況やサービスの質の向上への取組みなど現状を把握しましたが、利用者の意向の把握には至りませんでした。また、運営推進会議の設置が義務づけされていない認知症対応型通所介護についても利用者の現状把握には至っていません。
- ■市に寄せられた苦情に関する調査を行っています。事業所に対しては、不適正な請求、基準違反、虐待の有無等もチェックしています。

 平成 24 年度
 平成 25 年度

 苦情件数
 9件
 10 件

図表 67 苦情件数の状況

■介護相談員が施設等に訪問して利用者の要望等を把握しています。連絡会を月1回開催するほか事業所を交えた連絡会を開催し、情報交換等を行っています。

図表 68 介護相談員の取組み状況

	平成 24 年度	平成 25 年度
介護相談員連絡会	12 回	12 回
介護相談員及び事業所連絡会	1回	1回
施設訪問	127 回	124 回

- ■給付費の適正化については、医療給付情報との突合を中心に確認し、年2回、介護給付費 の通知を行いました。
- ■ケアプランについては、新規は全件の提出を求め、更新者は調査票チェック時に給付実績と照らし合わせて確認を行っています。また、2か月に1回、地域包括支援センターと介護支援専門員連絡会を開催し、情報共有によりケアプランの質的向上に取り組んでいます。利用者には介護給付費通知を送付し、サービスの利用状況の自己確認をお願いしています。

図表 69 適正なサービス利用の取組み状況

	平成 24 年度	平成 25 年度
ケアプランチェック	748 件	629 件
介護給付費通知	2回	2回

■市民への介護保険サービスに関する情報提供として、「わたしたちの介護保険」を全戸に配布し、市ホームページへ掲載したほか、新たに第1号被保険者の資格を取得した人へパンフレットを送付しました。

方針と取組み

▽サービスの質の確保の観点から、地域密着型サービス事業者の指定及び指導監督を行います。また、ケアマネジャーの資質の向上も図ります。

▽量・質ともに適切なサービスの提供を事業者とともに推進します。

▽サービス提供時の安全性の確保に努めます。

▽利用者が安心して必要なサービスを選択・利用できる環境を整えます。

No.	項目	内 容
		地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービスの指定、
		取消、指定基準の設定等を実施するにあたり、協議を行う場と
72	地域密着型サービス	して設置している地域密着型サービス運営委員会において、学
72	運営委員会の運営	識経験者や地域の保健医療関係者、福祉関係者、被保険者など
		各方面の意見を踏まえながら、サービス提供体制の整備を行い
		ます。
70	地域密着型サービス	地域密着型サービス事業所に対し集団指導及び実地指導
73	事業所への指導	を行い、サービスの質の確保に努めます。
	介護支援専門員の能力 の向上	介護支援専門員連絡会の開催により、能力向上を図り、適
74		切なケアプランの作成を目指します。また、地域包括支援セ
74		ンターにより、ケアマネジャーの抱える困難ケースへの支援
		も行います。
	地域密着型サービス	地域密着型サービス事業者連絡会を開催し、事業者間の連
75		携を図り、サービスの総合的な向上を図るとともに、適切な
	事業者の連携充実	サービス提供につなげます。
		サービス提供時の事故防止や緊急時の対応などの啓発を
	事業者に対する事故	行うとともに、事業所内の事故防止の徹底と職員一人ひとり
76		の対応力を高めるよう協力を求めます。また、市指定の「事
	防止対策 	故報告書」の提出を徹底させ、その内容精査により再発防止
		を指導します。

第5章 推進する施策

No.	項目	内 容
		利用者等からの苦情があった場合には、わかりやすく的確
77	│利用者等からの苦情へ │の対応	な説明に努めるとともに、必要に応じて県と連携を図り、サ
	し ひりょうしん	ービス事業所に対する指導を実施します。
		介護相談員が、施設等に訪問して利用者の要望等を把握す
78	介護相談員派遣事業	るなど、開かれた施設を推進するとともに、サービスの質の
		向上を図ります。
	情報提供の充実	高齢者福祉サービスや介護保険サービスの利用の方法等、
		市民にわかりやすいパンフレット等を作成・配布するととも
79		に、広報誌やホームページ等による情報提供を行います。ま
		た、障害のある市民に情報が届くよう高齢者の福祉や介護の
		情報を提供します。
	介護給付の適正化	介護サービスを必要とする人が、真に必要とするサービス
80		を適正に提供するため、ケアプランのチェックのほか、要介
80		護認定時の調査員調査書の点検、住宅改修の事前確認や実地
		調査をします。

2. 家族介護者への支援

介護保険サービスの利用は普及してきましたが、在宅介護は家族による介護が中心となっているのが現実です。高齢者が高齢者を介護する老々介護のほか、介護を受ける側も行う側も認知症という"認々介護"の事例もみられるようになっており、従来の家族介護者支援では対応が難しくなってきています。

現状

■本市では地域支援事業により、在宅高齢者を介護している家族に対し、紙おむつなどの介護用品や介護手当の支給を、主に家族介護者支援を目的として行っています。

平成 24 年度平成 25 年度介護用品給付事業(給付数)111人101人在宅寝たきり老人等介護手当支給事業(支給数)62人59人総合相談のうち介護サービスに関する相談件数373件343件

図表 70 家族介護者支援の事業実績

方針と取組み

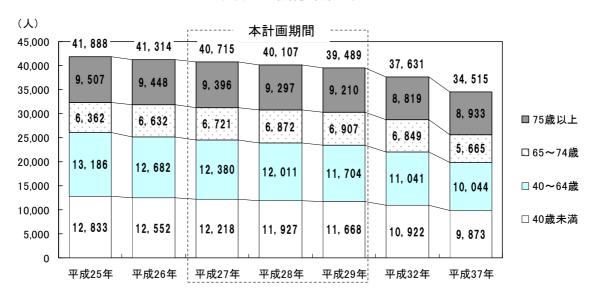
▽高齢者の在宅生活を支えるため、家族介護者に対する負担軽減を図ります。また、家族介護者に対する相談機能の充実を図ります。

No.	項目	内容
		在宅高齢者を介護している家族に対し、紙おむつなどの介
81	介護用品給付事業	護用品を給付し、介護費用の負担を軽減します(被介護者の
		給付要件あり)。
	大点項とよりお人等	在宅寝たきり老人等を介護している介護者に対し、介護手
82	在宅寝たきり老人等	当を支給し、経済的負担の軽減と介護の労をねぎらいます
	介護手当支給事業	(被介護者の支給要件あり)。
83	介護相談	介護家族の総合的な相談に応じていきます。

第6章 介護保険事業の見込み

1. 被保険者数の見込み

第1号被保険者(65歳以上人口)は平成28年でピークを迎え、最終年の平成29年度は16,117人と見込みます。また平成29年度の第2号被保険者(40~64歳)は11,704人と見込んでいます。



図表 71 被保険者数の予測

(単位:人、%)

計 現況 推 平成 25 年 平成 26 年 平成 27 年 平成 28 年 平成 29 年 平成 32 年 平成 37 年 年 2013年 2014年 2015年 2016年 2017年 2020年 2025 年 40~64 歳 10,044 13,186 12,682 12,380 12,011 11,704 11,041 (第2号被保険者) 高齢者人口 15.869 16.080 16.117 16.169 15,668 14.598 16.117 (第1号被保険者) 前期高齢者 6.632 6.721 6.872 6.907 6.849 5.665 6,362 後期高齢者 9,507 9,448 9,396 9,297 9,210 8,819 8,933 高齢化率 37.9% 38.9% 39.6% 40.3% 40.8% 41.6% 42.3% 総数(総人口) 41,888 41,314 40,715 40,107 39,489 37,631 34,515

注: 平成 25 年度までは実績数値、平成 26 年度以降は推計値

平成20~25年の各年10月1日の住民基本台帳(外国人含む)を基本とする男女1歳コーホートによるコーホート変化率法により推計

2. 要介護(要支援)認定者の見込み

平成 26 年度(見込み)の要介護(要支援)認定者数 3,483 人(うち第1号被保険者 3,415 人)から平成 29 年度(第6期計画期間の最終年度)には 3,982 人(うち第1号被保険者 3,921人)と増加が見込まれます。

図表 72 要介護(要支援)認定者数の推計

(単位:人)

			平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
総	数		3,483	3,655	3,818	3,982
		要支援1	458	490	522	554
		要支援 2	497	520	541	561
		要介護 1	631	666	700	734
		要介護 2	545	587	627	666
		要介護3	387	397	405	412
		要介護 4	446	473	499	525
		要介護 5	519	522	524	530
	うち第	第1号被保険者数	3,415	3,589	3,756	3,921
		要支援1	448	481	513	545
		要支援 2	481	503	525	546
		要介護1	625	662	698	733
		要介護 2	531	573	613	652
		要介護3	382	391	398	404
		要介護 4	442	471	499	525
		要介護 5	506	508	510	516

注:平成26年度は見込み

3. 施設・居住系サービス利用者の見込み

施設・居住系サービス利用者数について平成24年度・25年度の実績、26年度の見込みを基本に、本計画期間中の1か月あたりの利用者を見込んでいます。施設入所待機者を減少させるため、市立の介護老人保健施設20床増床のほか、定員29人以下の地域密着型特別養護老人ホーム(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)1事業所の新たな整備を見込みます。

介護療養型医療施設については、本市はすべて転換済みであり、他市の施設転換分を見 込んでいます。

居住系サービスは、第4期、第5期で拡充したことにより新たな整備は見込みません。

図表 73 施設・居住系サービス利用者数の推計

(単位:人/月)

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
(1)居	岩宅(介護予防)サービス				
	特定施設入居者生活介護	107	110	110	110
(2)地	地域密着型(介護予防)サービス				
	認知症対応型共同生活介護	288	264	264	264
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	29	29
(3)旅	- 記設サービス				
	介護老人福祉施設	360	360	360	360
	介護老人保健施設	277	282	282	292
	介護療養型医療施設	8	6	3	0

注:平成26年度は見込み

※本市の介護老人福祉施設については、平成23年9月1日施行「指定居宅サービス等の事業の人員、 設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成23年厚生労働省令第106号)及び厚生労 働大臣が定める施設基準等の一部を改正する告示(平成23年厚生労働省告示第291号)の施行に伴 う指定、介護報酬等の取扱いについて」に該当する施設(事業所)が1施設(事業所)あるため、 省令に従い「一部ユニット型施設・事業所についての指定に係る取扱い」(平成23年9月30日付け 厚生労働省老健局による事務連絡参照)に基づき、平成27年度より適正な対応(ユニット型部分の 地域密着型介護老人福祉施設への移行)を行います。

国においては、介護保険3施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設)の利用者全体に対する要介護4、5の割合を平成26年度において70%以上とする目標を示してきました。

本市では平成 26 年度(見込み)で、要介護 4 が 25. 4%、要介護 5 が 46. 4%、合計で 71. 8% となっており、国の目標水準を上回ります。

内訳では、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)が77.8%、在宅復帰を目指す介護 老人保健施設が63.1%で、両施設ともに要介護5の割合が高く、各施設の機能に応じた割 合となっています。

今後も施設サービス利用における重度者優先等に配慮しながら、施設サービス利用者に 占める要介護4、5の割合が高まるよう適切な施設入所に取り組みます。

図表 74 本市の施設サービス利用者の重度者(要介護4・5)割合の達成状況と見込み

(単位:%)

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
施設サービス全体		71.8	71.4	71.3	71.1
	介護老人福祉施設	77.8	77.7	77.7	77.7
	介護老人保健施設	63.1	62.7	62.7	63.0
	介護療養型医療施設	100.0	100.0	100.0	_

4. 介護サービス基盤の整備方針

(1)サービスの体系

高齢者の自立支援、尊厳の保持に留意した良質なサービスの確保を推進します。

図表 75 介護保険制度の保険給付サービス体系

	予防給付(要支援1~2)		介護給付(要介護1~5)
介護	予防サービス	居宅	サービス
	介護予防訪問介護		訪問介護
	介護予防訪問入浴介護		訪問入浴介護
	介護予防訪問看護		訪問看護
	介護予防訪問リハビリテーション		訪問リハビリテーション
	介護予防居宅療養管理指導		居宅療養管理指導
	介護予防通所介護		通所介護
	介護予防通所リハビリテーション		通所リハビリテーション
	介護予防短期入所生活介護		短期入所生活介護
	介護予防短期入所療養介護(老健)		短期入所療養介護(老健)
	介護予防短期入所療養介護(病院等)		短期入所療養介護(病院等)
	介護予防福祉用具貸与		福祉用具貸与
	特定介護予防福祉用具購入費		特定福祉用具購入費
	介護予防住宅改修		住宅改修費
	介護予防特定施設入居者生活介護		特定施設入居者生活介護
地域	密着型介護予防サービス	地域	密着型サービス
			定期巡回·随時対応型訪問介護看護
			夜間対応型訪問介護
	介護予防認知症対応型通所介護		認知症対応型通所介護
	介護予防小規模多機能型居宅介護		小規模多機能型居宅介護
	介護予防認知症対応型共同生活介護		認知症対応型共同生活介護
			地域密着型特定施設入居者生活介護
			地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
			看護小規模多機能型居宅介護
	介護予防地域密着型通所介護		地域密着型通所介護
介護	予防支援		·介護支援
		介護	保険施設サービス
			介護老人福祉施設
			介護老人保健施設
			介護療養型医療施設

※看護小規模多機能型居宅介護:

平成27年度より「複合型サービス」から名称変更。

※「地域密着型通所介護の創設」(平成 28 年度):

小規模な通所介護事業所が、平成28年度から創設される地域密着型通所介護事業所になります。

(2)サービス利用量の一覧

居宅サービスについては、サービスの種類ごと・介護度別にこれまでの実績や利用傾向を勘案し見込んでいます。とりわけ給付費全体で大きな割合を占める通所介護については、適切な利用増を見込んでいます。また、平成29年4月からの総合事業の実施に伴い、介護予防訪問介護、介護予防通所介護が地域支援事業に移行します。

図表 76 予防給付(要支援1・2)の年間利用見込み

			平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
(1)介	き 護予防サービス					
	介護予防訪問介護	給付費(千円)	53,515	53,625	54,544	27,672
		人数(人)	225	229	232	117
	介護予防訪問入浴介護	給付費(千円)	0	0	0	0
		回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0
		人数(人)	0	0	0	0
	介護予防訪問看護	給付費(千円)	16,024	17,504	19,376	21,339
		回数(回)	352.2	393.0	436.0	480.3
		人数(人)	44	49	54	59
	介護予防訪問リハビリテーション	給付費(千円)	5,302	5,456	5,647	5,678
		回数(回)	163.8	172.4	178.8	180.1
		人数(人)	18	20	21	22
	介護予防居宅療養管理指導	給付費(千円)	577	613	669	708
		人数(人)	7	8	9	9
	介護予防通所介護	給付費(千円)	112,972	113,617	116,259	59,346
		人数(人)	320	337	353	185
	介護予防通所リハビリテーション	給付費(千円)	22,550	22,307	22,344	22,450
		人数(人)	49	51	52	54
	介護予防短期入所生活介護	給付費(千円)	3,333	3,784	4,192	4,211
		日数(日)	48.7	56.1	62.0	62.0
		人数(人)	11	13	17	19
	介護予防短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	305	482	678	886
		日数(日)	5.4	8.7	12.3	16.0
		人数(人)	1	2	2	3
	介護予防短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)	0	0	0	0
		日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0
		人数(人)	0	0	0	0
	護予防福祉用具貸与	給付費(千円)	12,944	14,175	15,467	16,792
		人数(人)	258	283	309	337
	特定介護予防福祉用具購入費	給付費(千円)	2,602	2,662	2,888	3,079
		人数(人)	8	8	8	8
	介護予防住宅改修	給付費(千円)	16,132	17,927	19,826	21,787
		人数(人)	11	12	14	16
	介護予防特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	14,663	16,293	16,261	16,261
		人数(人)	19	21	21	21
(2)地	は域密着型介護予防サービス					
	介護予防認知症対応型通所介護	給付費(千円)	539	850	1,196	1,565
		回数(回)	4.6	7.4	10.4	13.7
		人数(人)	1	2	2	3
	介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	0	0	0	0
		人数(人)	0	0	0	0
	介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	11,306	9,975	9,956	9,956
		人数(人)	4	4	4	4
	介護予防地域密着型通所介護	給付費(千円)			0	0
		人数(人)			0	0
(3)介	護予防支援	給付費(千円)	32,460	32,552	33,175	16,876
		人数(人)	634	650	664	338
	合計	給付費(千円)	305,224	311,822	322,478	228,606
		7m123C(1117)	555,224	011,322	322,170	225,300

注: 平成26年度は3~5月提供分による見込み 合計と内訳は、四捨五入の関係で一致しない場合がある

図表 77 介護給付(要介護1~5)の年間利用見込み

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
宅サービス					
訪問介護	給付費(千円)	155,242	152,949	158,957	160,5
	回数(回)	5,192.9	5,277.9	5,541.7	5,674
	人数(人)	290	290	299	3
訪問入浴介護	給付費(千円)	19,777	20,635	22,496	24,7
	回数(回)	149	158.6	173.4	19
訪問看護	人数(人)	35	36	38	00.1
初 问 信 谜	給付費(千円)	63,827	63,380	63,439	1.19
	人数(人)	1,110.0 155	1,114.9	1,107.4	1,19
訪問リハビリテーション	給付費(千円)	10,342	11,191	13,886	19,3
	回数(回)	301.2	329.4	406.6	56
	人数(人)	33	34	35	
居宅療養管理指導	給付費(千円)	12,531	14,161	16,812	20,
	人数(人)	150	170	200	
通所介護	給付費(千円)	638,943	692,830	443,470	467,
	回数(回)	6,768	7,528.4	4,868.2	5,16
	人数(人)	737	822	538	
通所リハビリテーション	給付費(千円)	131,564	128,864	130,206	130,
	回数(回)	1,199.2	1,227.1	1,260.9	1,28
	人数(人)	145	145	150	
短期入所生活介護	給付費(千円)	205,345	227,331	238,525	241
	日数(日)	2,016.1	2,264.1	2,379.7	2,4
	人数(人)	237	275	299	
短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	40,224	39,335	41,204	44
	日数(日)	375.1	370.4	385.7	4
	人数(人)	48	48	51	
短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)	0	0	0	
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	
福祉用具貸与	人数(人)	0	0	0	
福祉用共具 子	給付費(千円)	103,939	112,640	115,529	120
特定福祉用具購入費	人数(人)	665	747	802	
村足佃但用吴牌八 真	給付費(千円)	4,961	5,131	5,250	5
住宅改修費	人数(人) 給付費(千円)	15 16,949	16 17,700	17 18,239	22
正七 以 沙克	人数(人)	10,949	17,700	18,239	
特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	183,173	180,471	180,123	180
	人数(人)	88	89	89	100
域密着型サービス					
定期巡回·随時対応型訪問介護看護	給付費(千円)	0	0	0	
	人数(人)	0	0	0	
夜間対応型訪問介護	給付費(千円)	0	0	0	
	人数(人)	0	0	0	
認知症対応型通所介護	給付費(千円)	68,111	73,884	77,038	79
	回数(回)	510.1	555.2	577.8	5
	人数(人)	40	42	43	
小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	0	0	0	
	人数(人)	0	0	0	
認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	848,768	762,373	760,901	760
	人数(人)	283	260	260	
地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	0	0	0	
	人数(人)	0	0	0	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費(千円)	0	0	74,822	74
	人数(人)	0	0	29	
看護小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	0	0	0	
地域密着型通所介護	人数(人)	0	0	0	
地域省有空通所介護	給付費(千円)			283,530	298
	回数(回)			3,112.5	3,2
=₽.++└`¬	人数(人)			344	
設サービス 介護老人福祉施設	公井井(ゴロ)	1 100 010	1 004 440	1,000,040	1.000
カ 1927年11年11日11日11日11日11日11日11日11日11日11日11日11日	給付費(千円)	1,106,219	1,084,443	1,082,348	1,082
介護老人保健施設	人数(人)	360	360	360	000
ノ ロス・ロノト 外 D生/ 世 D D	給付費(千円)	862,954	860,439	858,777	888
介護療養型医療施設	人数(人) 給付費(千円)	277 39,413	282 27,291	282 13,619	
7. KX/水及工匠/水池以	人数(人)	39,413	6	13,619	
上 宅介護支援	給付費(千円)	189,285	199,218	204,769	211
七月 贬义饭	人数(人)	1,156	1,250	1,299	1,
	ハ奴(八)	1,130	1,250	1,299	
				l.	

注:平成26年度は3~5月提供分による見込み 合計と内訳は、四捨五入の関係で一致しない場合がある

(3)総給付費

予防給付と介護給付を合計した総給付費は以下のとおりです。

費用負担の見直しに伴う財政影響額の算定に基づく総給付費となります。

図表 78 総給付費の見込み

(単位:千円)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
総給付費		4,986,088	5,126,418	5,130,648
	予防給付	311,822	322,478	228,606
	介護給付	4,674,266	4,803,940	4,902,042

注:合計と内訳は、四捨五入の関係で一致しない場合がある

図表 79 費用負担の見直しに伴う財政影響額を反映した総給付費見込み

(単位:円)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	合 計
標	準給付費見込額(A)	5,344,984,961	5,485,565,867	5,495,239,536	16,325,790,364
総	給付費(一定以上所得者負担の調整後)	4,976,880,689	5,112,191,490	5,116,388,976	15,205,461,155
	総給付費	4,986,088,000	5,126,418,000	5,130,648,000	15,243,154,000
	一定以上所得者の利用者負担の 見直しに伴う財政影響額	9,207,311	14,226,510	14,259,024	
	定入所者介護サービス費等給付額 資産等勘案調整後)	235,949,272	237,438,377	239,019,560	712,407,209
	特定入所者介護サービス費等給付額	245,662,786	257,997,319	262,622,769	766,282,875
	補足給付の見直しに伴う財政影響額	9,713,514	20,558,942	23,603,209	
高	額介護サービス費等給付額	111,240,000	114,577,000	118,014,000	343,831,000
高	額医療合算介護サービス費等給付額	14,832,000	15,276,000	15,734,000	45,842,000
算	定対象審査支払い手数料	6,083,000	6,083,000	6,083,000	18,249,000

注:合計と内訳は、四捨五入の関係で一致しない場合がある

特定入所者介護(予防)サービス費:

低所得者の人に過剰な負担にならないよう、施設・短期入所サービスの食費・居住費(滞在費)負担には限度額が設定され、限度額を超えた分を保険給付するもの。

高額介護(予防)サービス費:

介護サービス利用者負担の合計額が一定額以上超えた場合、その超えた分を支給するもの。

高額医療合算介護サービス費:

医療保険と介護保険の両方の自己負担の合計が「高額医療・高額介護合算療養費制度」の自己負担限 度額を超えた場合に差額を支給するもの。

審査支払手数料:

サービス給付費をサービス事業者に支払う際、国民健康保険団体連合会において行われる審査等に対する手数料。

(4)地域支援事業費の見込み

要支援・要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合において も住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的と する地域支援事業は、「介護予防事業」「包括的支援事業」「任意事業」の3事業から構成 されます。

なお、平成29年4月から「介護予防事業」は「介護予防・日常生活支援総合事業」に 移行します。

図表 80 地域支援事業費の見込み

(単位:円)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	合 計
地	域支援事業費(B)	88,634,000	92,303,000	213,140,000	394,077,000
	介護予防・日常生活支援総合事業費	15,013,000	15,013,000	142,884,000	172,910,000
	包括的支援事業・任意事業費	73,621,000	77,290,000	70,256,000	221,167,000

図表 81 地域支援事業の内容

事業名		平成2	7年度	平成28年度		
		実施回数·訪問件数	費用額(円)	実施回数·訪問件数	費用額(円)	
	二次	予防事業		4,494,000		4,494,000
		二次予防事業対象者の把握事業		377,000		377,000
		通所型介護予防事業	206	4,112,000	206	4,112,000
		訪問型介護予防事業	0	0	0	0
		二次予防事業評価事業		5,000		5,000
介護予防事業	一次	予防事業		10,182,000		10,182,000
		介護予防普及啓発事業		7,807,000		7,807,000
		地域介護予防活動支援事業		2,370,000		2,370,000
		一次予防事業評価事業		5,000		5,000
	総合	事業精算金支払事業		337,000		337,000
		総合事業費		337,000		337,000
		介護予防事業計		15,013,000		15,013,000
	地域	包括支援センターの運営				
		介護予防ケアマネジメント事業	地域包括支援センター	40.066.000	地域包括支援センター	E0 000 000
		総合相談支援·権利擁護事業	(箇所数)	49,066,000	(箇所数)	50,202,000
		包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	1箇所		1箇所	
包括 的主授事業	在宅	医療・介護連携の推進		45,000		45,000
│ 包括的支援事業 │ │	認知	症施策の推進		2,805,000		2,734,000
		認知症初期集中支援推進事業		171,000		171,000
		認知症地域支援推進員等設置事業		2,624,000		2,553,000
		認知症ケア向上推進事業		10,000		10,000
	生活	支援サービスの基盤整備		403,000		403,000
		包括的支援事業計		52,319,000		53,384,000
	介護	給付等費用適正化事業		2,900,000		2,912,000
	家族	介護支援事業		11,161,000		11,161,000
		家族介護教室		0		0
		認知症高齢者見守り事業		97,000		97,000
		家族介護継続支援事業		11,064,000		11,064,000
任意事業		その他事業		0		0
[[日本] [日本] [日本]	その	他事業		7,241,000		9,833,000
		成年後見制度利用支援事業		448,000		448,000
		福祉用具·住宅改修支援事業		0		0
		認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業		0		0
		地域自立生活支援事業		3,045,000		5,637,000
		その他事業		3,748,000		3,748,000
		任意事業計		21,302,000		23,906,000
		地域支援事業合計		88,634,000		92,303,000
			-		-	

図表 82 地域支援事業(平成29年4月以降)の内容

	事業名	平成2	9年度
	争 耒 省	実施回数・訪問件数	費用額(円)
	介護予防・生活支援サービス事業		128,643,000
	訪問型サービス(第1号訪問事業)	116	28,248,000
	通所型サービス(第1号通所事業)		79,385,000
	通所介護	185	60,873,000
	通所型サービスB(住民主体による支援)	100	14,400,000
	通所型サービスC(短期集中予防サービス)	206	4,112,000
	その他の生活支援サービス(第1号生活支援事業)		3,748,000
新しい介護予防 ・日常生活支援	介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)		17,262,000
総合事業	一般介護予防事業		10,197,000
	介護予防把握事業		10,000
	介護予防普及啓発事業		7,807,000
	地域介護予防活動事業		2,370,000
	一般介護予防事業評価事業		10,000
	地域リハビリテーション活動支援事業		0
	総合事業精算金支払事業		4,044,000
	総合事業費		4,044,000
	介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)計		142,884,000
	地域包括支援センターの運営	地域包括支援センター	
	総合相談支援・権利擁護事業	(箇所数)	50,127,000
	包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	1 箇所	
	在宅医療・介護連携の推進		45,000
包括的支援事業	認知症施策の推進		2,770,000
	認知症初期集中支援推進事業		171,000
			2,589,000
			10,000
	生活支援サービスの基盤整備		403,000
			53,345,000
	介護給付等費用適正化事業		2,948,000
	家族介護支援事業		11,161,000
	家族介護教室		0
			97,000
			11,064,000
			0
任意事業			2,802,000
	 成年後見制度利用支援事業		448,000
			0
			0
			2,354,000
	その他事業		0
	任意事業計		16,911,000
	地域支援事業合計		213,140,000

(5)介護保険事業費の見込みと財源

標準給付費見込額と地域支援事業費を合計した介護保険事業費は、3年間合計で約167億2千万円と見込みます。

なお、介護保険事業費の財源は、第1号被保険者の保険料のほか、第2号被保険者の保 険料(介護給付費交付金)、国・県・本市の負担金によって賄われます。

第6期計画期間の第1号被保険者の負担割合が22%と定められています。

図表 83 介護保険事業費の見込み

(単位:円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	3年間合計
標準給付費見込額	5,344,984,961	5,485,565,867	5,495,239,536	16,325,790,364
地域支援事業費	88,634,000	92,303,000	213,140,000	394,077,000
介護保険事業費 計	5,433,618,961	5,577,868,867	5,708,379,536	16,719,867,364

図表 84 介護保険事業の財源構成

(単位:%)

	国	県	本市	第1号被保険者	第2号被保険者
居宅サービス等	25.0	12.5	12.5	22.0	28.0
施設サービス等	20.0	17.5	12.5	22.0	28.0
介護予防事業 介護予防·日常生 活支援総合事業	25.0	12.5	12.5	22.0	28.0
包括的支援事業・ 任意事業	39.0	19.5	19.5	22.0	

5. 介護保険料の算定

介護保険制度における 65 歳以上の保険料 (第1号保険料) は、おおむね3年間を通じて財政の均衡を保つことができるよう、3年を1期間として、介護サービス量に基づき、保険者ごとに決められます。

保険料は以下により算出されます。なお、介護給付費準備基金の取り崩しを行います。

図表 85 保険料算出過程

1+2-3-4-5(下表参照) = 保険料収納必要額(A)

第1号被保険者の推計数×所得段階別加入割合補正係数 =第1号被保険者数(B)

(A)÷予定保険料収納率÷(B) =年額保険料(基準額)

(単位:円)

項	目		金額等
標準給付費見込額		1)	16,325,790,364
地域支援事業費		2	394,077,000
第1号被保険者負担相当額		3=(1)+2) × 22%	3,678,370,820
調整交付金相当額		4	823,433,718
調整交付金見込額		(5)	1,644,280,000
準備基金取崩額		6	19,500,000
財政安定化基金取崩による交付額		7	0
保険料収納必要額		8=3+4-5-6-7	2,838,024,538
予定保険料収納率	(%)	9	99.0
被保険者数(所得段階加入割合補正後)	(人)	100	42,660
保険料(年額)		(1)=8÷9÷(1)	67,200
保険料基準額(月額)		②=①÷12	5,600

6. 本市の第1号被保険者が負担する保険料の設定

本市の所得構造の特性を踏まえ、国の基準通りの9段階を設定します。

なお、公費による負担軽減導入により、第1段階については平成27年度、平成28年度は0.50から0.45に実質的負担割合が軽減されます。また消費税の10%引上げにより、平成29年度は、第1段階は0.45から0.30に、第2段階は0.75から0.50に、第3段階は0.75から0.70に負担割合が軽減されます。

図表 86 第1号保険料の所得段階別区分

所得段階	対象者	保険料率
第1段階	生活保護受給者または、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税	0.50
	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合算額が 80 万円以下の方	【0.45】 (0.30)
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合算額が 80万円を超え120万円以下の方	0.75 (0.50)
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合算額が 120万円を超える方	0.75 (0.70)
第4段階	本人が市民税非課税(世帯では課税)で、課税年金収入額と合計所得金額 の合算額が80万円以下の方	0.90
第5段階	本人が市民税非課税(世帯では課税)で、課税年金収入額と合計所得金額 の合算額が80万円を超える方	1.00 (基準額)
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額の合算額が 120 万円未満の方	1.20
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 120 万円以上 190 万円未満の方	1.30
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 190 万円以上 290 万円未満の方	1.50
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 290 万円以上の方	1.70

本計画における第1号被保険者の保険料(基準額)は以下の通りとします。

図表 87 第1号被保険者の保険料(基準額)

	月額	年 額
保険料の基準額(第5段階)	5,600円	67,200円

資料編

西予市介護保険事業計画等策定委員会設置要綱

平成16年4月1日告示 第32号

(設置)

第1条 介護を社会全体で支え、高齢者が生き生きと生活できるまちづくりを目指し、国が定める基本 指針に即して、西予市における介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画(以下「介護 保険事業計画」という。)を策定するため、西予市介護保険事業計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

- 第2条 委員会は、幅広い関係者の協力を得て、次に掲げる項目について審議検討し、意見及び提言を 行うものとする。
 - (1) 介護保険事業計画案の策定に関すること。
 - (2) 老人福祉計画の見直しに関すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、介護保険事業計画の策定に関して必要な事項。

(組織)

- 第3条 委員会は、20人以内で組織する。
- 2 委員会の委員は、市長が、委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から介護保険事業計画案の策定年度の末日までとする。ただし、補欠 の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によって定める。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 2 委員会の会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことが出来ない。
- 3 委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、西予市役所内に置き、庶務は、高齢福祉課が行う。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年告示第83号)

この告示は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則(平成21年告示第42号)

この告示は、公布の日から施行する。

西予市第6期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会委員名簿

敬称略·順不同

氏 名	所属・職	区分	いいい はいました はいまし はいまし はいまし はいまし はいま
源正樹	 西予市議会厚生常任委員会委員長	学識経験者	
- 125			
酒井 宇之吉	西予市議会厚生常任委員会副委員長	学識経験者	
三好 康司	西予市医師会会長	保健医療関係者	副委員長
松岡 英志	西予市民生児童委員協議会会長	福祉関係者	
宇都宮 大朗	西予市社会福祉協議会会長	福祉関係者	委員長
管家 一夫	西予総合福祉会理事長	福祉関係者	
別 宮 靜	西予市野城総合福祉協会理事長	福祉関係者	
三 好 勇	西予市老人クラブ連合会会長	住民代表 (第1号被保険者)	
濱田 正明		住民代表 (第1号被保険者)	
中越 稔子		住民代表 (第1号被保険者)	
山本 綾子	西予市連合婦人会会長	住民代表 (第2号被保険者)	
稲葉 憲治		住民代表 (第2号被保険者)	
德 居 勝子		住民代表 (第2号被保険者)	
小川口 淳子	訪問看護ステーション東宇和所長	居宅サービス事業者	
和家(愼一郎	有限会社和家 グループホーム蘭 (認知症対応型共同生活介護) 取締役	地域密着型サービス事業者	
樋口 志保	老人保健施設みのり園(介護老人 保健施設)施設長	施設サービス事業者	
河野 千恵香	西予市地域包括支援センター センター長	地域包括支援センター	
九鬼 則夫	西予市副市長	行政関係者	

※ 職名は委嘱時点

策定委員会開催状況

	開催日	議 題
第1回	平成 26 年 10 月 15 日	 4 委員長及び副委員長の選出について 2 介護保険制度・介護保険事業計画の概要について 3 その他
第2回	平成 26 年 12 月 17 日	1 日常生活圏域の設定について 2 西予市の介護保険事業状況について 3 施設・居住系サービスの見込みについて 4 地域密着型サービスの見込みについて 5 第6期の第1号被保険者の介護保険料について 6 第6期介護保険事業計画期間における保険料段階の設定について 7 その他
第3回	平成 27 年 1 月 28 日	1 地域密着型介護老人福祉施設の見込みについて 2 第6期のサービス見込量等について 3 第6期の第1号被保険者の介護保険料について 4 新しい介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)について 5 第6期高齢者福祉計画・介護保険事業計画(骨子案)について 6 その他
第4回	平成 27 年 2 月 25 日	1 第6期高齢者福祉計画・介護保険事業計画(素案) について 2 その他

意見書

平成 27 年 2 月 26 日

西予市長 三 好 幹 二 様

西予市高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画策定委員会 委員長 宇都宮 大 朗

西予市第6期高齢者福祉計画・介護保険事業計画(案)について

21世紀の超高齢社会における介護問題の解決を図るため、国民の共同連帯の理念に基づき、要介護者等を社会全体で支援する仕組みとして、平成12年に創設された介護保険制度は、我が国の高齢期を支える制度として着実に定着してきました。

この間、平成17年度は介護予防重視型システムへの転換や地域密着型サービスの創設などの改正、平成23年度は医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」実現のための改正が行われました。

一方、後期高齢者の増加に伴う要介護者等の増加、サービス利用者の増加に伴い、給付費及び 介護保険料ともに増加し続けており、将来に渡って持続可能な社会保障制度の確立を図るため、 「医療・介護総合確保推進法」(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係 法律の整備等に関する法律)が平成26年6月に公布・施行されました。これにより地域包括ケア システムの構築を通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための整備等を本 格的に行うことになりました。

この度策定する第6期介護保険事業計画は、第5期計画で開始した地域包括ケア実現のための 方向性を継承しつつ、地域住民や団体等多様な主体を活用した、新しい介護予防・日常生活支援 総合事業等を柱とする介護保険制度改正を踏まえ、団塊の世代が75歳に到達する2025年に向け た「地域包括ケア計画」として発展させていく必要があります。

当委員会においては、これらの大きな制度改正の中で、西予市の課題に対応した標記計画について、審議及び検討を行いました。

その審議及び検討結果に基づき、別冊「西予市第6期高齢者福祉計画・介護保険事業計画(案)」 を策定しましたので、別紙「意見書」を附して、当委員会における意見及び提言といたします。

意 見 書

- 1 本計画の趣旨や理念、その内容等について、広く市民に周知するとともに、本計画の推進に 当たっては、市民・地域団体・事業者等の理解と協力を求めるよう努められたい。
- 2 医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく、有機的かつ一体的に提供される「地域包括ケアシステム」について、本市の地域特性や市民の意向を踏まえながら、着実な 推進に努められたい。
- 3 できる限り要介護状態となることなく、質の高い高齢期の生活が送れるよう、壮年期からの 健康増進と介護予防に取り組み、健康寿命の延伸に努められたい。
- 4 認知症となっても住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、認知症高齢者の早期発見や家族等への支援、徘徊対策の充実に努められたい。
- 5 市民が負担する介護保険料や税金が、真に要介護者等の自立支援につながるよう、介護保険制度の趣旨について普及啓発を行うとともに、介護給付等に要する費用の適正化に努められたい。
- 6 利用者本位の介護サービスが円滑に受けられるよう必要量の確保及び質の向上、サービスの 安全性に努めることはもとより、介護保険制度の健全かつ円滑な運営を図るため、市民と市が 共に考える方策を講じるよう努められたい。
- 7 本計画において設定した西予市の重点課題の解決に向けた数値目標等を活用し、計画の着実 な進行管理に努められたい。



西予市第6期高齢者福祉計画 • 介護保険事業計画 平成 27 年3月発行

発行・編集 西予市福祉事務所 高齢福祉課

〒797-8501 住 所 平塚県東京大士4

型 愛媛県西予市宇和町卯之町三丁目 434 番地 1

電 話 0894-62-6406

F A X 0894-62-6543

E-MAIL koureifukushika@city.seiyo.ehime.jp

U R L http://www.city.seiyo.ehime.jp/